

平成27年度

# 上天草市男女共同参画推進計画 年次報告書

～ つなぎあい <sup>とも</sup> 男女につくろう こころかようまち ～



上天草市



## 上天草市男女共同参画都市宣言文

藍より青い海『“人”と“海”のふれあうまち』に住むわたしたちは、  
お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して  
心豊かに暮らせる「つなぎあい <sup>とも</sup>男女につくろう ころるかようまち」  
を基本理念として、上天草市の男女共同参画の実現をめざすため

- 一、 一人ひとりがお互いに尊重しあい、家事・子育て・介護など  
に参画し、幸せな家庭をめざします。
- 一、 お互いに人権を尊重することの大切さを学び、個人の意思や  
能力を生かすことが出来る学校をめざします。
- 一、 男女の均等な機会と待遇が確保され、性別に関係なく、個性・  
能力・意欲などが発揮できる職場をめざします。
- 一、 <sup>とも</sup>男女に、認めあい、支えあい、一人ひとりが自分らしくいき  
いきと暮らせる住みよい地域をめざします。

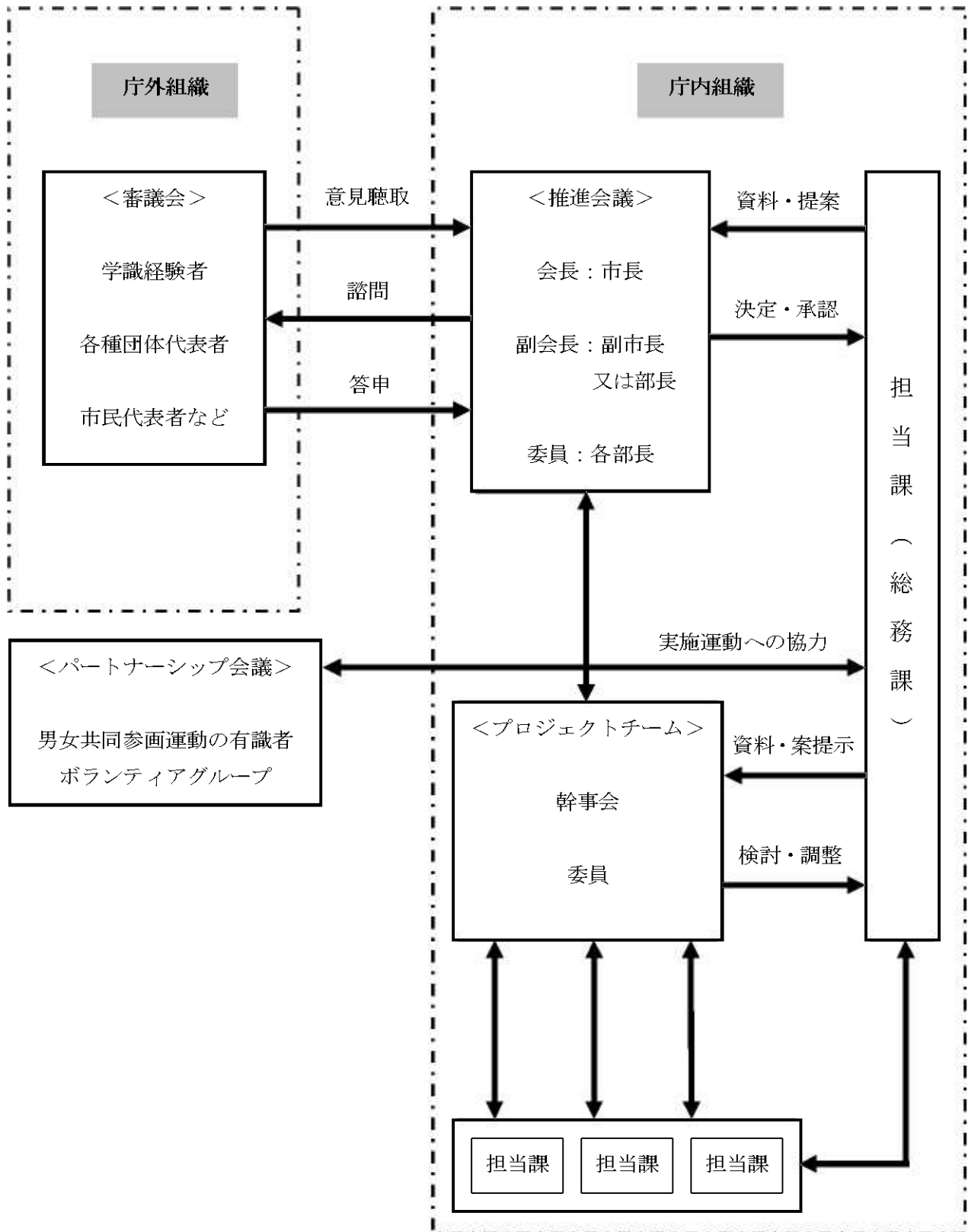
今、ここに「上天草市男女共同参画都市」を宣言します。

平成21年1月24日 上天草市



|   |                                 |       |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 上天草市男女共同参画推進体制組織図               | 1     |
| 2 | 上天草市男女共同参画推進計画の体系               | 2     |
| 3 | 上天草市の人口推移、上天草市における女性の登用状況       | 3～4   |
| 4 | 平成27年度活動報告                      | 5     |
| 5 | 平成27年度実績報告                      |       |
|   | (1) 実績報告書                       | 6～28  |
|   | (2) 広報「上天草」1月号 特集               | 29～30 |
|   | (3) 広報「上天草」掲載 頑張る男女（ひと）         | 31    |
|   | (4) 男女共同参画計画に掲げる指標              | 32    |
| 6 | 参考資料                            |       |
|   | (1) 上天草市男女共同参画社会推進条例            | 33～39 |
|   | (2) 上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項        | 40～41 |
|   | (3) 上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項 | 42～43 |
|   | (4) 用語の説明                       | 44～45 |

上天草市男女共同参画推進体制組織図



## 上天草市男女共同参画推進計画の体系

### 【目標】

つながあい

男女ともにつくろう

こころかようまち

### 【基本方針】

男女共同  
参画社会  
をめざす  
**意識**  
づくり

男女が  
安心して  
暮らせる  
**環境**  
づくり

あらゆる  
分野での  
男女共同  
**参画**  
の促進

### 【施策の方向性】

- ① 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり
- ② 男女平等教育の推進
- ③ 男女の人権の尊重

- ① 雇用の場における男女共同参画の推進
- ② 仕事と家庭の両立支援
- ③ パートナーに対するあらゆる暴力の根絶
- ④ 子育て支援の充実
- ⑤ 男女の健康づくり
- ⑥ 高齢者等の生きがいづくりと生活支援
- ⑦ 安心して暮らせる環境の整備

- ① 政策・方針決定の場への女性登用の促進
- ② 地域・社会活動への男女共同参画促進
- ③ 市の推進体制の強化
- ④ 国際理解と交流の促進

上天草市の人口推移

(3月31日現在)

| 年次    | 人口(人)  |        |        | 世帯数(件) | 65歳以上<br>割合(%) |
|-------|--------|--------|--------|--------|----------------|
|       | 総数     | 男性     | 女性     |        |                |
| 平成24年 | 31,026 | 14,608 | 16,418 | 12,201 | 32.7           |
| 平成25年 | 30,608 | 14,384 | 16,224 | 12,215 | 33.7           |
| 平成26年 | 29,988 | 14,107 | 15,881 | 12,150 | 34.6           |
| 平成27年 | 29,411 | 13,868 | 15,543 | 12,084 | 35.6           |
| 平成28年 | 28,851 | 13,634 | 15,217 | 12,005 | 36.5           |

上天草市における女性の登用状況

(3月31日現在)

|                                            |              | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|--------------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 地方自治法<br>(第202条の3)<br>に基づく審議会等の<br>女性の登用状況 | 総委員数         | 346人  | 409人  | 260人  | 284人  |
|                                            | 女性委員数        | 79人   | 92人   | 69人   | 65人   |
|                                            | 女性の割合        | 22.8% | 22.5% | 26.5% | 22.9人 |
|                                            | 審議会等数        | 24    | 28    | 20    | 21    |
|                                            | うち女性のいる審議会等数 | 20    | 22    | 17    | 17    |
| 地方自治法<br>(第180条の5)<br>に基づく委員会等の<br>女性の登用状況 | 総委員数         | 36人   | 35人   | 35人   | 35人   |
|                                            | 女性委員数        | 3人    | 3人    | 4人    | 4人    |
|                                            | 女性の割合        | 8.3%  | 8.6%  | 11.4% | 11.4% |
|                                            | 委員会等数        | 5     | 5     | 5     | 5     |
|                                            | うち女性のいる委員会等数 | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 女性職員の<br>役職登用状況<br>(各種委員会を含み、<br>現業職員を除く)  | 課長級以上総数      | 31人   | 32人   | 30人   | 30人   |
|                                            | 女性課長級以上数     | 1人    | 2人    | 2人    | 2人    |
|                                            | 女性の割合        | 3.2%  | 6.3%  | 6.7%  | 6.7%  |
|                                            | 課長補佐級総数      | 32人   | 34人   | 31人   | 31人   |
|                                            | 女性課長補佐級数     | 5人    | 7人    | 6人    | 7人    |
|                                            | 女性の割合        | 15.6% | 20.6% | 19.4% | 22.6% |
| 女性議員の状況                                    | 議員総数         | 22人   | 18人   | 18人   | 16人   |
|                                            | 女性議員数        | 4人    | 3人    | 2人    | 2人    |
|                                            | 女性の割合        | 18.2% | 16.7% | 11.1% | 12.5% |

## 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性の登用

|       |    |                |    | 委員総数<br>(人) | うち<br>女性委員数<br>(人) | 女性の<br>割合<br>(%) |
|-------|----|----------------|----|-------------|--------------------|------------------|
| 審議会等数 | 21 | うち 女性委員のいる審議会数 | 17 | 284         | 65                 | 22.9             |

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

|    | 審議会等名                   | 設置根拠                               | 委員総数<br>(人) | うち<br>女性委員数<br>(人) | 女性の<br>割合<br>(%) |
|----|-------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------|------------------|
| 1  | 上天草市防災会議                | 災害対策基本法第 16 条                      | 37          | 4                  | 10.8             |
| 2  | 上天草市民生委員推薦会             | 民生委員法施行令                           | 14          | 2                  | 14.3             |
| 3  | 上天草市障害者介護給付費等の支給に関する審査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条 | 5           | 1                  | 20.0             |
| 4  | 上天草市国民健康保険運営協議会         | 国民健康保険法第 11 条                      | 12          | 2                  | 16.7             |
| 5  | 上天草市男女共同参画社会推進審議会       | 上天草市男女共同参画社会推進条例第 22 条             | 10          | 6                  | 60.0             |
| 6  | 上天草市入札監視委員会             | 上天草市入札監視委員会設置条例第 1 条               | 5           | 2                  | 40.0             |
| 7  | 上天草市農業振興地域整備促進協議会       | 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例第 1 条           | 17          | 1                  | 5.9              |
| 8  | 天草四郎メモリアルホール運営委員会       | 天草四郎メモリアルホール条例第 14 条               | 9           | 1                  | 11.1             |
| 9  | 上天草市環境審議会               | 上天草市環境基本法第 20 条                    | 10          | 4                  | 40.0             |
| 10 | 上天草市子ども・子育て会議           | 上天草市子ども・子育て会議条例第 1 条               | 15          | 8                  | 53.3             |
| 11 | 上天草市老人ホーム入所判定委員会        | 上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例第 1 条          | 6           | 0                  | 0.0              |
| 12 | 奨学生選考委員会                | 上天草市奨学生選考委員会条例第 2 条                | 8           | 0                  | 0.0              |
| 13 | 上天草市就学指導委員会             | 上天草市就学指導委員会設置条例第 1 条               | 29          | 17                 | 58.6             |
| 14 | 上天草市文化財保護委員会            | 上天草市文化財保護委員会設置条例第 1 条              | 14          | 1                  | 7.1              |
| 15 | 上天草市図書館協議会              | 上天草市図書館条例第 23 条                    | 10          | 5                  | 50.0             |
| 16 | 上天草市スポーツ推進審議会           | 上天草市スポーツ推進条例第 1 条                  | 16          | 4                  | 25.0             |
| 17 | 上天草市水道運営審議会             | 上天草市水道運営審議会設置に関する条例第 1 条           | 12          | 4                  | 33.3             |
| 18 | 上天草市立上天草総合病院運営協議会       | 上天草市立上天草総合病院運営審議会条例第 1 条           | 12          | 1                  | 8.3              |
| 19 | 上天草市用地等価格評価審議会          | 上天草市用地等価格評価審議会設置条例                 | 11          | 0                  | 0.0              |
| 20 | 上天草市振興計画審議会             | 上天草市振興計画審議会設置条例                    | 18          | 2                  | 11.1             |
| 21 | 上天草市地域公共交通会議            | 上天草市地域公共交通会議設置条例                   | 14          | 0                  | 0.0              |

※ 地方自治法 202 条の 3 : 「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担当する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

## 平成27年度活動報告

| 事業等名                             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備 考                                                           |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画週間（全国・市）における啓発活動           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎に横断幕を設置、各庁舎のロビーや窓口にポスター、パンフレット等を掲示し、職員、住民に啓発を図った。</li> <li>・市広報誌及び市ホームページにおいて、男女共同参画週間の趣旨等を掲載し啓発を図った。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          | 全国男女共同参画週間：<br>平成27年6月23日～29日<br>市男女共同参画週間：<br>平成28年1月24日～30日 |
| 上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成26年度年次報告書の作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成26年度の年次報告書を作成した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                               |
| 男女共同参画社会推進審議会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会を開催し、平成26年度年次報告書、男女共同参画フォーラム等について審議した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第1回：平成27年7月21日（火）<br>第2回：平成27年11月5日（木）                        |
| 市広報誌掲載                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画シリーズ「頑張る男女（ひと）」を市広報誌に掲載した。（計2回）（p.26）</li> <li>・市広報誌において「男女共同参画」をテーマに特集ページを掲載した。（1月号）（p.27～28）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              | 「頑張る男女（ひと）」<br>11月号：山口 博子さん<br>3月号：杉田 朋華さん                    |
| ～みんなであつなGo！かい～<br>男女共同参画フォーラム    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市松島総合センター「アロマ」にて、以下の内容により開催した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）オープニング                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひめどわんぱく太鼓（姫戸ひかり保育園）</li> </ul> </li> <li>（2）映画「人生、いろどり」の上映</li> <li>（3）その他                   <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画及び人権に関するパネル展示</li> <li>交流の里コナーサー（どんぐり村・夢の架けはし）を設置した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> | 開催日：平成28年1月30日（土）                                             |



# 平成27年度実績報告書

## 基本方針Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり 施策の方向性 1 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり 具体的施策

### (1) 男女平等意識の啓発活動の推進

| 取組内容               | 実施区分 | 担当課   | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                     | 今後の方向性                                                            |
|--------------------|------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 各種講演会・講座等の開催     | 継続   | 総務課   | 有    | ・1月30日に男女共同参画フォーラムを開催し、映画「人生、いろいろ」を上映した。                                              | ・来場者に対しアンケートを実施したところ、他団体の事例報告の要望があったので、内容を検討していく。                 |
|                    | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・人権教育指導員が各種団体にに対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も一部盛り込んだ。                     | ・あらゆる人権問題について講話を行うので男女共同参画のみ偏ることにはできないが、随時内容に盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。 |
| ② 男女共同参画週間における事業実施 | 継続   | 総務課   | 有    | ・大矢野庁舎に男女共同参画週間啓発のための横断幕を設置した。<br>・各庁舎及び各統括支所に啓発ポスターを掲示した。<br>・市広報紙及び市ホームページに趣旨を掲載した。 | ・今後も引き続き実施する。<br>・目に留まりやすいロビー等に男女共同参画コーナーを設置し、啓発していく。             |
|                    | 継続   | 総務課   | 有    | ・市広報紙において、「頑張る男女」を掲載した(12月・3月号)<br>・市広報紙1月号において、男女共同参画をテーマにした特集ページを掲載した。              | ・今後も引き続き実施するとともに、市ホームページの活用を見直す。                                  |

### (2) 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解の促進

|                         |    |     |   |                                                                                                    |               |
|-------------------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ① 男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成 | 継続 | 総務課 | 有 | ・第2次上天草市男女共同参画推進計画及び平成27年度上天草市男女共同参画推進計画年次報告書に、男女共同参画に関する用語の説明を掲載し、メディア表現の理解を促進するために、市ホームページで公表した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-------------------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

### (3) 職員の男女共同参画に関する意識改革の促進

|             |    |       |   |                                                   |                            |
|-------------|----|-------|---|---------------------------------------------------|----------------------------|
| ① 研修の定期的な実施 | 継続 | 総務課   | 有 | ・市役所職員に対し、講師を呼び、海外の女性・子ども問題についての研修を行った(68名が参加した)。 | ・今後も引き続き実施する。              |
|             | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・職員研修として天草都市人権教育研究大会の社会教育・行政部会研修に参加した。            | ・全国人権・同和教育研究大会への参加を予定している。 |

### (4) 男女共同参画に関する調査・研究

|                       |    |     |   |                                                                                           |                                                    |
|-----------------------|----|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ① 男女共同参画に関する意識実態調査・研究 | 継続 | 総務課 | 有 | ・男女共同参画フォーラム来場者へ「男女共同参画社会が推進されているか」アンケートを実施した。                                            | ・今後もイベント等で機会を作れるよう検討していく。                          |
| ② 男女共同参画に関する資料の収集及び提供 | 継続 | 総務課 | 有 | ・国、県等が作成した資料等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。<br>・男女共同参画フォーラムの来場者全員に、男女共同参画関連のリーフレットや冊子を配布した。 | ・各庁舎及び各統括支所のロビー等に定期的に掲示できるスペースを確保し、啓発及び周知を充実させていく。 |
| ③ ジェンダーに関する調査・研究      | 継続 | 総務課 | 無 | ・本年度はジェンダーに関する調査・研究は行っていない。                                                               | ・第3次男女共同参画推進計画策定時に実施できるように予定している。                  |

## 平成27年度活動報告

| 事業等名                             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 備 考                                                           |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画週間（全国・市）における啓発活動           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎に横断幕を設置、各庁舎のロビーや窓口にポスター、パンフレット等を掲示し、職員、住民に啓発を図った。</li> <li>・市広報誌及び市ホームページにおいて、男女共同参画週間の趣旨等を掲載し啓発を図った。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        | 全国男女共同参画週間：<br>平成27年6月23日～29日<br>市男女共同参画週間：<br>平成28年1月24日～30日 |
| 上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成26年度年次報告書の作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成26年度の年次報告書を作成した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                               |
| 男女共同参画社会推進審議会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会を開催し、平成26度年次報告書、男女共同参画フォーラム等について審議した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第1回：平成27年7月21日（火）<br>第2回：平成27年11月5日（木）                        |
| 市広報誌掲載                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌において「男女共同参画」をテーマに特集ページを掲載した。（1月号）（p.29～30）</li> <li>・男女共同参画シリーズ「頑張る男女（ひと）」を市広報誌に掲載した。（計2回）（p.31）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            | 「頑張る男女（ひと）」<br>11月号：山口 博子さん<br>3月号：杉田 朋華さん                    |
| ～みんなであつなGo！かい～<br>男女共同参画フォーラム    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市松島総合センター「アロマ」にて、以下の内容により開催した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）オープニング                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひめどわんぱく太鼓（姫戸ひかり保育園）</li> </ul> </li> <li>（2）映画「人生、いろどり」の上映</li> <li>（3）その他                   <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画及び人権に関するパネル展示</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>交流の里コナー（どんぐり村・夢の架けはし）を設置した。</li> </ul> | 開催日：平成28年1月30日（土）                                             |

# 平成27年度実績報告書

## 基本方針Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり 施策の方向性 1 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり 具体的施策

### (1) 男女平等意識の啓発活動の推進

| 取組内容               | 実施区分 | 担当課   | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                     | 今後の方向性                                                            |
|--------------------|------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ① 各種講演会・講座等の開催     | 継続   | 総務課   | 有    | ・1月30日に男女共同参画フォーラムを開催し、映画「人生、いろいろ」を上映した。                                              | ・来場者に対しアンケートを実施したところ、他団体の事例報告の要望があったので、内容を検討していく。                 |
|                    | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・人権教育指導員が各種団体にに対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も一部盛り込んだ。                     | ・あらゆる人権問題について講話を行うので男女共同参画のみ偏ることにはできないが、随時内容に盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。 |
| ② 男女共同参画週間における事業実施 | 継続   | 総務課   | 有    | ・大矢野庁舎に男女共同参画週間啓発のための横断幕を設置した。<br>・各庁舎及び各統括支所に啓発ポスターを掲示した。<br>・市広報紙及び市ホームページに趣旨を掲載した。 | ・今後も引き続き実施する。<br>・目に留まりやすいロビー等に男女共同参画コーナーを設置し、啓発していく。             |
|                    | 継続   | 総務課   | 有    | ・市広報紙において、「頑張る男女」を掲載した(12月・3月号)<br>・市広報紙1月号において、男女共同参画をテーマにした特集ページを掲載した。              | ・今後も引き続き実施するとともに、市ホームページの活用を見直す。                                  |

### (2) 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解の促進

|                         |    |     |   |                                                                                                    |               |
|-------------------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ① 男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成 | 継続 | 総務課 | 有 | ・第2次上天草市男女共同参画推進計画及び平成27年度上天草市男女共同参画推進計画年次報告書に、男女共同参画に関する用語の説明を掲載し、メディア表現の理解を促進するために、市ホームページで公表した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-------------------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

### (3) 職員の男女共同参画に関する意識改革の促進

|             |    |       |   |                                                   |                            |
|-------------|----|-------|---|---------------------------------------------------|----------------------------|
| ① 研修の定期的な実施 | 継続 | 総務課   | 有 | ・市役所職員に対し、講師を呼び、海外の女性・子ども問題についての研修を行った(68名が参加した)。 | ・今後も引き続き実施する。              |
|             | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・職員研修として天草都市人権教育研究大会の社会教育・行政部会研修に参加した。            | ・全国人権・同和教育研究大会への参加を予定している。 |

### (4) 男女共同参画に関する調査・研究

|                       |    |     |   |                                                                                           |                                                    |
|-----------------------|----|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ① 男女共同参画に関する意識実態調査・研究 | 継続 | 総務課 | 有 | ・男女共同参画フォーラム来場者へ「男女共同参画社会が推進されているか」アンケートを実施した。                                            | ・今後もイベント等で機会を作れるよう検討していく。                          |
| ② 男女共同参画に関する資料の収集及び提供 | 継続 | 総務課 | 有 | ・国、県等が作成した資料等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。<br>・男女共同参画フォーラムの来場者全員に、男女共同参画関連のリーフレットや冊子を配布した。 | ・各庁舎及び各統括支所のロビー等に定期的に掲示できるスペースを確保し、啓発及び周知を充実させていく。 |
| ③ ジェンダーに関する調査・研究      | 継続 | 総務課 | 無 | ・本年度はジェンダーに関する調査・研究は行っていない。                                                               | ・第3次男女共同参画推進計画策定時に実施できるように予定している。                  |

## 施策の方向性 2 男女平等教育の推進

### 具体的施策

#### (1) 学校における男女平等教育の推進

| 取組内容                            | 実施区分 | 担当課 | 実施有無 | ・実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                                                          | 今後の方向性                            |
|---------------------------------|------|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ①人権の尊重、男女平等、相互協力、理解についての教育指導の推進 | 継続   | 学務課 | 有    | ・道徳教育や人権教育について、全ての学校において全体計画を作成し、それに基づいて教育実践を展開するよう指導した。                                                                                    | ・今後も引き続き指導を行っていく。                 |
| ②個性と能力が生かせる進路指導の推進              | 継続   | 学務課 | 有    | ・各校にキャリア教育に関する全体計画及び指導計画を立案させ、それに基づいた教育実践を展開した。また、その成果について評価を実施し、第三者評価等の多面的な評価及び分析を行った。<br>・保育園、小学校、中学校が連携し発達段階に応じた継続的な教育を推進する保小中連携事業を実施した。 | ・保小中連携事業にて、発達段階に応じたキャリア教育を展開していく。 |

#### (2) 保育園における男女平等教育の推進

|                       |    |     |   |                                           |               |
|-----------------------|----|-----|---|-------------------------------------------|---------------|
| ①命を大切にし、人を思いやる心の育成の推進 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・地域住民との交流活動の中で「素直で思いやりのある子」を目標にした保育を展開した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②ジェンダーの視点に立った生活指導の推進  | 継続 | 福祉課 | 有 | ・性別にとらわれない保育の観点から、教材、遊具、絵本、図書等の選定を行った。    | ・今後も引き続き実施する。 |

#### (3) 家庭における男女平等意識の育成

|                           |    |       |   |                                                                                           |                                      |
|---------------------------|----|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①啓発用パンフレットの作成・国や県の啓発冊子の配布 | 継続 | 総務課   | 有 | ・男女共同参画フォーラムの来場者全員に、男女共同参画関連のリーフレットや冊子を配布した。<br>・国・県等が作成した資料等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。 | ・国や県が作成する啓発冊子を、さらに活用できるように、広く展開していく。 |
| ②自立を促す学習機会の充実             | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・市独自の啓発用のパンフレットは作成していないが、国や県の啓発冊子を各庁舎及び支所のロビーに掲示した。                                       | ・今後も引き続き実施する。                        |
|                           | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・男女共同参画に限ったテーママではないが、人権教育指導員が、各団体に対して講話を実施した。また、人権教育指導員の活用について、市広報誌に掲載し周知した。              | ・今後も引き続き実施する。                        |

#### (4) 地域における男女平等意識の育成

|                   |    |       |   |                                                                  |                                                                 |
|-------------------|----|-------|---|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①地域・団体等における研修会の実施 | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・人権教育指導員が各団体にに対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も一部盛り込んだ。 | ・あらゆる人権問題について講話を行うので男女共同参画のみ偏ることではないが、随時内容に盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。 |
|-------------------|----|-------|---|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|

#### (5) 生涯学習を通じた男女平等教育の推進

|                       |    |       |   |                                               |                                          |
|-----------------------|----|-------|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------|
| ①生涯学習情報の提供及びネットワークの整備 | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・男女共同参画に特化したものではないが、生涯学習情報提供は市広報誌を通じて定期的に行った。 | ・男女共同参画に偏ることではないが、内容を盛り込みながら継続的に取り組んでいく。 |
|-----------------------|----|-------|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------|

## 施策の方向性 2 男女平等教育の推進

### 具体的施策

#### (1) 学校における男女平等教育の推進

| 取組内容                            | 実施区分 | 担当課 | 実施有無 | ・実施した場合は具体的取組<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                                                            | 今後の方向性                            |
|---------------------------------|------|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ①人権の尊重、男女平等、相互協力、理解についての教育指導の推進 | 継続   | 学務課 | 有    | ・道徳教育や人権教育について、全ての学校において全体計画を作成し、それに基づいて教育実践を展開するよう指導した。                                                                                    | ・今後も引き続き指導を行っていく。                 |
| ②個性と能力が生かせる進路指導の推進              | 継続   | 学務課 | 有    | ・各校にキャリア教育に関する全体計画及び指導計画を立案させ、それに基づいた教育実践を展開した。また、その成果について評価を実施し、第三者評価等の多面的な評価及び分析を行った。<br>・保育園、小学校、中学校が連携し発達段階に応じた継続的な教育を推進する保小中連携事業を実施した。 | ・保小中連携事業にて、発達段階に応じたキャリア教育を展開していく。 |

#### (2) 保育園における男女平等教育の推進

|                       |    |     |   |                                           |               |
|-----------------------|----|-----|---|-------------------------------------------|---------------|
| ①命を大切にし、人を思いやる心の育成の推進 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・地域住民との交流活動の中で「素直で思いやりのある子」を目標にした保育を展開した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②ジェンダーの視点に立った生活指導の推進  | 継続 | 福祉課 | 有 | ・性別にとらわれない保育の観点から、教材、遊具、絵本、図書等の選定を行った。    | ・今後も引き続き実施する。 |

#### (3) 家庭における男女平等意識の育成

|                           |    |       |   |                                                                                           |                                      |
|---------------------------|----|-------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①啓発用パンフレットの作成・国や県の啓発冊子の配布 | 継続 | 総務課   | 有 | ・男女共同参画フォーラムの来場者全員に、男女共同参画関連のリーフレットや冊子を配布した。<br>・国・県等が作成した資料等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。 | ・国や県が作成する啓発冊子を、さらに活用できるように、広く展開していく。 |
| ②自立を促す学習機会の充実             | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・市独自の啓発用のパンフレットは作成していないが、国や県の啓発冊子を各庁舎及び支所のロビーに掲示した。                                       | ・今後も引き続き実施する。                        |
|                           | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・男女共同参画に限ったテーママではないが、人権教育指導員が、各団体に対して講話を実施した。また、人権教育指導員の活用について、市広報誌に掲載し周知した。              | ・今後も引き続き実施する。                        |

#### (4) 地域における男女平等意識の育成

|                   |    |       |   |                                                                  |                                                                 |
|-------------------|----|-------|---|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①地域・団体等における研修会の実施 | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・人権教育指導員が各団体にに対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も一部盛り込んだ。 | ・あらゆる人権問題について講話を行うので男女共同参画のみ偏ることではないが、随時内容に盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。 |
|-------------------|----|-------|---|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|

#### (5) 生涯学習を通じた男女平等教育の推進

|                       |    |       |   |                                               |                                          |
|-----------------------|----|-------|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------|
| ①生涯学習情報の提供及びネットワークの整備 | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・男女共同参画に特化したものではないが、生涯学習情報提供は市広報誌を通じて定期的に行った。 | ・男女共同参画に偏ることではないが、内容を盛り込みながら継続的に取り組んでいく。 |
|-----------------------|----|-------|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------|

### 施策の方向性 3 男女の人権尊重

#### 具体的施策

#### (1) 男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談及び救済の充実

| 取組内容                          | 実施区分 | 担当課 | 実施有無 | 実施した場合は具体的取組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                                               | 今後の方向性                                                   |
|-------------------------------|------|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| ①男女共同参画の推進を阻害する要因による人権相談の充実   | 継続   | 総務課 | 有    | ・市内人権擁護委員会を中心に、特設人権相談所を10回開設した。<br>・開設日以外に相談があった場合は、法務局や県の相談窓口を紹介した。                                                           | ・今後も引き続き実施するとともに、人権相談委員制度の更なる周知も図っていく。                   |
| ②男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の救済支援 | 継続   | 総務課 | 有    | ・男女共同参画の推進を阻害する要因による人権相談はなかったが、相談があった場合は、法務局や県の相談窓口を紹介するようにした。<br>・「女性に対する暴力の根絶週間」(11月12日～25日)には、県や市が作成したポスターを、庁舎等の女子トイレに掲示した。 | ・今後も引き続き、市の特設人権相談の周知や、県や市が作成するパンフレット等を活用し人権侵害の救済支援をしていく。 |

#### (2) 性に関する健康支援

|                          |    |          |   |                                                                                                                                                                                                              |               |
|--------------------------|----|----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①妊娠、育児期における健康支援          | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・母子手帳交付時、乳幼児健診時において母性保護、健康支援の指導を実施した。<br>・シングルマザー、経済的支援等の必要な母親に対しては関連課や医療機関との連携を図りながら妊娠前から支援を行った。<br>・市内の中学生を対象に命の大切さ、母性・父性の役割を学んでもらうため、6～7か月健診にあわせて「ふれあい乳児健診」を実施した。中学生19名が参加した。<br>・上天草高校3年生を対象に思春期教室を実施した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②思春期における性と生殖に関わる健康支援     | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・市内の中学生を対象に命の大切さ、母性・父性の役割を学んでもらうため、6～7か月健診にあわせて「ふれあい乳児健診」を実施した。中学生19名が参加した。<br>・上天草高校3年生を対象に思春期教室を実施した。                                                                                                      | ・今後も引き続き実施する。 |
| ③成人期、高齢期における性と生殖に関わる健康支援 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・個別訪問や各種健診においては特に性と生殖に関する相談はなかったが、必要に応じて対応した。                                                                                                                                                                | ・今後も引き続き実施する。 |

#### (3) 性教育の充実

|                        |    |          |   |                                                                                                |                                 |
|------------------------|----|----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①人権尊重に基づいた性教育の推進       | 継続 | 学務課      | 有 | ・学級活動、道徳の時間、体育(保健)の時間において、小・中学校とも年間5時間程度の学習を行った。                                               | ・今後も引き続き実施する。                   |
| ②からだ性と性に関する情報提供        | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・「ふれあい乳児健診」に参加した中学生に対して、男女の性及び命の大切さについて講話し、事業の前後で意識調査のアンケートを実施した。<br>・依頼により上天草高校で性に関する教育を実施した。 | ・今後も引き続き実施する。                   |
| ③青少年の性と人権尊重に関する意識調査の実施 | 継続 | 総務課      | 無 | ・青少年の性と人権尊重に関する意識調査は行っていない。                                                                    | ・第3次男女共同参画推進計画作成時に実施できよう予定している。 |

#### (4) 人権擁護の推進

|            |    |       |   |                                                                    |                                        |
|------------|----|-------|---|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ①人権擁護意識の啓発 | 継続 | 総務課   | 有 | ・市の保護司や人権擁護委員と協力し、社会を明るくする運動強調月間(7月)、人権週間(12月4日～10日)等を中心に啓発活動を行った。 | ・今後も引き続き、保護司や人権擁護委員等と連携を図り、啓発活動を行っていく。 |
|            | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・人権教育指導員の講話を各種団体にに対して実施した。                                         | ・さまざまな学習機会の中で、継続的に取り組んでいく。             |

|                               |    |          |   |                                                                                                                                                                                           |                                                                                          |
|-------------------------------|----|----------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②人権週間（12月4日～10日）などにおける啓発活動の推進 | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各庁舎及び各統括支所に横断幕・懸垂幕、啓発ポスターを設置した。</li> <li>・市内人権擁護委員会を中心に特設人権相談所を開設した（4カ所）。</li> <li>・市内人権擁護委員会を中心に人権啓発キャンペーンを実施し、啓発リーフレットや啓発グッズの配布を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                          |
| ③人権相談事業の充実                    | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内人権擁護委員会を中心に、特設人権相談所を10回開設した。</li> <li>・開設日以外に相談があった場合は、法務局や県の相談窓口を紹介するようにした。</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施するとともに、人権相談委員制度の更なる周知も図っていく。</li> </ul> |
| ④女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実        | 継続 | 福祉課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の悩みに関する相談について、婦人相談員により随時受付けた。</li> </ul>                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                          |
|                               | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シングルマザー、経済的支援等の必要な母親に対して、関連課や医療機関等との連携を図りながら支援を行った。</li> </ul>                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                          |
| ⑤生命を尊重する学習の推進                 | 継続 | 学務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全小中学校において、「命を大切にする心を育むプログラム」を作成した。</li> </ul>                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                          |

## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

| 指 標                               | 現 状                  | 平成29年度<br>目 標 | 担 当 課 |
|-----------------------------------|----------------------|---------------|-------|
| 男女共同参画が進んでいると思う市民の割合（市民意識調査）      | 38.9%                | 50%           | 総務課   |
| 男女共同参画社会のために何か行動している市民の割合（市民意識調査） | 9.6%                 | 50%           | 総務課   |
| 男女共同参画フォーラム参加者数                   | 370人<br>(H28.1.30開催) | 400人          | 総務課   |
| 人権講演会参加者数                         | 300人<br>(H27.12.5開催) | 400人          | 社会教育課 |
| 男女共同参画を校内研修のテーマに採用した小中学校の割合       | 0%                   | 17%           | 学務課   |

基本方針Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり  
 施策の方向性 1 雇用の場における男女共同参画の推進  
 具体的施策

(1) 労働に関する基本的権利等の周知徹底

| 取組内容                      | 実施区分 | 担当課     | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由            | 今後の方向性        |
|---------------------------|------|---------|------|----------------------------------------------|---------------|
| ①男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知徹底 | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②労働基準法における母性保護規定の周知       | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ③パートタイム労働や派遣労働に関わる啓発      | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(2) 女性の就業能力の開発支援

|                           |    |         |   |                                                                     |               |
|---------------------------|----|---------|---|---------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催 | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・ハローワーク主催の再就職準備セミナーを市広報紙にて周知した。                                     | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②起業のための情報の提供等の支援          | 継続 | 農林水産課   | 有 | ・認定農業者女性部、活性化グループに対し6次産業化に向けた国県補助等の助成制度の情報提供を行った。                   | ・今後も引き続き実施する。 |
|                           | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・女性の就業能力の開発に特化したものではないが、国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|                           | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・女性の就業能力の開発に特化したものではないが、国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(3) 働く女性への情報提供・相談業務の充実

|                     |    |         |   |                                              |               |
|---------------------|----|---------|---|----------------------------------------------|---------------|
| ①再就職準備セミナーの開催       | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・ハローワーク主催の再就職準備セミナーを市広報紙にて周知した。              | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②関係機関との連携による相談業務の推進 | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(4) ポジティブ・アクションの促進

|                               |    |         |   |                                              |               |
|-------------------------------|----|---------|---|----------------------------------------------|---------------|
| ①企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進 | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-------------------------------|----|---------|---|----------------------------------------------|---------------|

(5) 農業・林業・水産業・商業・工業等における働きやすい環境づくり

|                                              |    |         |   |                                                |                 |
|----------------------------------------------|----|---------|---|------------------------------------------------|-----------------|
| ①各種（農林・水産・漁業・商工）団体役員への、女性の登用促進の継続及び女性職員の採用拡大 | 検討 | 農林水産課   | 無 | ・各団体において女性の役員登用促進の活動を実施している。<br>(市独自の啓発は実施せず。) | ・今後、必要に応じて検討する。 |
|                                              | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。   | ・今後も引き続き実施する。   |



|                                     |    |          |   |                                                |                 |
|-------------------------------------|----|----------|---|------------------------------------------------|-----------------|
| ②女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供の促進 | 継続 | 農林水産課    | 有 | ・農業女性アドバイザー活動や家族経営協定の周知及び研修会を実施した。             | ・今後も引き続き実施する。   |
|                                     | 継続 | 産業雇用創出課  | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。   | ・今後も引き続き実施する。   |
| ③生産組合等の推奨など継承者が育つ環境づくりの推進           | 検討 | 農林水産課    | 無 | ・市内生産組合等においては、女性の構成比率が高く、それぞれ独自に実施している。        | ・今後、必要に応じて検討する。 |
| ④女性の生産活動を促進する直売所等の充実の支援             | 継続 | 農林水産課    | 有 | ・物産館におけるイベント開催時に、活性化グループ等が直売できる機会の提供を行った。      | ・今後も引き続き実施する。   |
| ⑤家族経営協定促進に関する啓発                     | 継続 | 農業委員会事務局 | 有 | ・事業者等からの家族経営協定についての相談案件に対し、利点を説明するなどの情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。   |
| ⑥パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上             | 検討 | 産業雇用創出課  | 無 | ・実態の把握をしていないため、実施していない。                        | ・今後、必要に応じて検討する。 |
| ⑦多様な就労形態に関する情報の収集・提供                | 継続 | 産業雇用創出課  | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布及び市ホームページでの情報提供を行った。   | ・今後も引き続き実施する。   |
| ⑧女性起業支援の充実                          | 継続 | 産業雇用創出課  | 有 | ・女性起業者に特化したものではないが、起業する事業者に対し助成金の交付等の支援を行った。   | ・今後も引き続き実施する。   |

## 施策の方向性2 仕事と家庭の両立支援

### 具体的施策

#### (1) 企業等における両立支援の取組の促進

| 取組内容                     | 実施区分 | 担当課     | 実施有無 | 実施した場合は具体的取組<br>・実施しなかった場合はその理由                                                    | 今後の方向性                                     |
|--------------------------|------|---------|------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ①労働に関する法制度等の普及・啓発        | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット配布にて情報提供を行った。                                                  | ・今後も引き続き実施する。                              |
| ②育児休業や介護休業など制度利用促進のための啓発 | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット配布にて情報提供を行った。                                                  | ・今後も引き続き実施する。                              |
| ③女性が働きやすい就業環境の整備の啓発      | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・国、県等関係機関が発行するパンフレット配布にて情報提供を行った。                                                  | ・今後も引き続き実施する。                              |
| ④事業者セミナーの開催              | 継続   | 産業雇用創出課 | 有    | ・6次産業化事業において、商品開発及び販売促進に関するスキルアップセミナーを開催した。                                        | ・今後も引き続き実施する。                              |
| ⑤男女共同参画研修の情報提供           | 継続   | 総務課     | 有    | ・県が実施する研修会の案内を市広報誌及び市ホームページに掲載し、周知を図った。                                            | ・今後も引き続き関係課と連携し実施する。                       |
| ⑥職場の男女共同参画状況調査の実施        | 継続   | 総務課     | 有    | ・女性活躍推進法成立に伴い特定事業主行動計画を策定し、実態を把握するため、市の採用した職員に占める女性職員の割合、平均した継続勤務年数の男女差異等の調査を実施した。 | ・女性活躍推進法に基づき、策定した行動計画の実施状況のフォローアップ等を行っていく。 |

#### (2) 仕事と子育て・介護の両立支援

|                              |    |         |   |                                 |               |
|------------------------------|----|---------|---|---------------------------------|---------------|
| ①再就職準備セミナーの開催及び情報提供          | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・ハローワーク主催の再就職準備セミナーを市広報誌にて周知した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②多様な労働形態等のニーズに対応できる保育サービスの充実 | 継続 | 福祉課     | 有 | ・延長保育、一時預り、休日保育の保育サービスを実施した。    | ・今後も引き続き実施する。 |

|                              |    |          |   |                                   |               |
|------------------------------|----|----------|---|-----------------------------------|---------------|
| ③多様な労働形態等のニーズに対応できる介護サービスの提供 | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・介護保険、高齢者政策の活用を行い、様々な介護サービスを提供した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|------------------------------|----|----------|---|-----------------------------------|---------------|

### (3) 家庭責任の男女共同分担の促進

|             |    |          |   |                                                 |                                  |
|-------------|----|----------|---|-------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①男性の料理教室の開催 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・上天草市食生活改善推進員協議会にて実施した。<br>(開催回数:10回、参加者数:130名) | ・これまで参加したことがない男性住民に広げて教室を継続していく。 |
|-------------|----|----------|---|-------------------------------------------------|----------------------------------|

### (4) リフレッシュ事業の促進

|                                   |    |          |   |                                           |               |
|-----------------------------------|----|----------|---|-------------------------------------------|---------------|
| ①心身のリフレッシュ事業の促進（健康体操、軽スポーツ、趣味教養等） | 継続 | 福祉課      | 有 | ・心の健康づくり講演会を実施した。                         | ・今後も引き続き実施する。 |
|                                   | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・住民健診の結果説明の際に、運動の必要性を伝えた。                 | ・今後も引き続き実施する。 |
|                                   | 継続 | 社会教育課    | 有 | ・指定管理者の実施する健康づくりプログラムや公民館が行う自主講座等の支援を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

## 施策の方向性3 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

### 具体的施策

#### (1) パートナーに対する暴力の根絶

| 取組内容                                                        | 実施区分 | 担当課 | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                | 今後の方向性                               |
|-------------------------------------------------------------|------|-----|------|--------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」実施時期における効果的な広報啓発活動の推進          | 継続   | 福祉課 | 有    | ・虐待防止対策協議会を開催し関係機関へ周知を行った。                       | ・今後も引き続き実施する。                        |
| ②「DV防止法」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」など関係法令の広報周知及び「DV対策ハンドブック」作成と活用 | 継続   | 総務課 | 有    | ・「女性に対する暴力の根絶週間」（11月12日～25日）に、国や県が作成したポスターを掲示した。 | ・今後も引き続き関係課と連携し実施するとともに、広報活用を拡充していく。 |
|                                                             | 継続   | 福祉課 | 有    | ・国や県が作成したチラシを各機関へ配布した。                           | ・今後も引き続き実施する。                        |
| ③デートDV防止に向けた啓発活動の推進                                         | 検討   | 福祉課 | 無    | ・デートDVについての啓発は特に行っていない。                          | ・今後、必要に応じて検討する。                      |
| ④民生委員・児童委員等を対象とした研修会の実施                                     | 検討   | 福祉課 | 無    | ・平成27年度は実施していない。                                 | ・今後、必要に応じて検討する。                      |

#### (2) DV被害者に対する支援

|                            |    |     |   |                                          |               |
|----------------------------|----|-----|---|------------------------------------------|---------------|
| ①職員及び相談員等の研修の充実            | 継続 | 福祉課 | 有 | ・県等が実施する研修会へ参加した。                        | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②DV防止対策地域協議会の充実及び庁舎連絡体制の整備 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・虐待防止協議会を運営し、各関係機関との連携を図った。              | ・今後も引き続き実施する。 |
| ③熊本県、警察署等の関係機関との連携強化       | 継続 | 福祉課 | 有 | ・虐待防止協議会を運営し、各関係機関との連携を図った。              | ・今後も引き続き実施する。 |
| ④市営住宅の優先入居についての検討          | 継続 | 福祉課 | 有 | ・入居に関する事例はなかったが、相談があった場合は関係課と協議を行うようにした。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ⑤シェルターの設置の検討               | 継続 | 福祉課 | 有 | ・相談があった際は県内（3か所）のシェルターの紹介している。           | ・今後も引き続き実施する。 |

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

| ①セクシュアル・ハラスメント防止に向けた学習会・研修会の開催 | 継続 | 総務課   | 無 | ・平成27年度は実施していない。             | ・今後、必要に応じて実施する。            |
|--------------------------------|----|-------|---|------------------------------|----------------------------|
|                                | 検討 | 福祉課   | 無 | ・平成27年度は実施していない。             | ・今後、必要に応じて検討する。            |
|                                | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・人権教育指導員の講話を各種団体に対して実施した。    | ・さまざまな学習機会の中で、継続的に取り組んでいく。 |
|                                | 継続 | 福祉課   | 有 | ・婦人相談員を設置し、DV相談・女性の悩み相談を受けた。 | ・今後も引き続き実施する。              |

(4) 防犯に配慮した安心・安全な環境の整備

| ①警察署等との連携による地域防犯対策の充実 | 継続 | 総務課   | 有 | ・春夏の各交通安全期間中の各種イベントに参加した。<br>・地域防犯パトロールを実施した。        | ・今後も引き続き実施する。 |
|-----------------------|----|-------|---|------------------------------------------------------|---------------|
|                       | 継続 | 福祉課   | 有 | ・小地域ネットワークの活用による要援護者見守り活動を実施した。                      | ・今後も引き続き実施する。 |
|                       | 継続 | 学務課   | 有 | ・学童安全安心システム・学校安心メールの普及に努め、安全確保に向けた情報提供及び連絡体制の整備を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|                       | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・上天草警察署主催の県下一斉たまり場補導に参加した。                           | ・今後も引き続き実施する。 |

施策の方向性4 子育て支援の充実

具体的施策

(1) 子育てに関する情報提供の充実

| 取組内容                 | 実施区分 | 担当課      | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                                                        | 今後の方向性        |
|----------------------|------|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①児童相談の充実             | 継続   | 福祉課      | 有    | ・家庭児童相談員を設置し、相談を受けた。                                                                                                                     | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②乳幼児健診・育児学級においての情報提供 | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・2か月児学級、3～4か月児健診、6～7か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診時に集団及び個別に情報を提供した。(開催回数 年間72回)<br>・育児相談開催時に情報を提供した。(開催回数 100回)<br>・訪問指導時に子育てについての情報を提供した。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(2) 子育てしながら働き続けられる条件整備

| ①多様な就業形態に対応した保育時間の充実 | 継続 | 福祉課   | 有 | ・延長保育や休日保育を実施し保育時間の充実に図った。                              | ・今後も引き続き実施する。   |
|----------------------|----|-------|---|---------------------------------------------------------|-----------------|
|                      | 継続 | 福祉課   | 有 | ・市ホームページ及び市広報誌等を活用し、子育てに関する情報提供を行った。                    | ・今後も引き続き実施する。   |
|                      | 継続 | 福祉課   | 有 | ・保育園による自主的な受け入れを行った。                                    | ・今後も引き続き実施する。   |
|                      | 継続 | 福祉課   | 有 | ・放課後児童クラブ(7か所)を開設し、放課後保護者がいない児童の受け入れを行った。               | ・今後も引き続き実施する。   |
| ④放課後児童健全育成事業の充実      | 検討 | 学務課   | 無 | ・平成27年度は実施していない。                                        | ・今後、必要に応じて検討する。 |
|                      | 検討 | 社会教育課 | 無 | ・「放課後児童クラブ」(福祉課主管)との調整課題、人材不足等の理由により「放課後子ども教室」は実施していない。 | ・今後、必要に応じて検討する。 |

|                              |    |         |   |                                    |                 |
|------------------------------|----|---------|---|------------------------------------|-----------------|
| ⑤子育て等を支援するための休暇・休業制度の周知、導入促進 | 継続 | 産業雇用創出課 | 有 | ・国、県等関係機関が発行するパンフレットを配布し、情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。   |
|                              | 検討 | 福祉課     | 無 | ・休暇、休業制度の周知等は行っていない。               | ・今後、必要に応じて検討する。 |

### (3) 子育て世代の社会参加の促進とネットワークづくり

|                         |    |     |   |                                    |                   |
|-------------------------|----|-----|---|------------------------------------|-------------------|
| ①公共の建物等にベビーベッドやベビーカーの設置 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・平成21年3月から大矢野庁舎にベビーベッドを設置している。     | ・今後も引き続き実施する。     |
|                         | 継続 | 福祉課 | 有 | ・開設の依頼があった場合実施している。平成27年度は依頼がなかった。 | ・依頼があった場合、随時実施する。 |
| ②市主催事業の際の保育ルームの開設等の拡充   | 継続 | 福祉課 | 有 | ・保育園の運動会、保護者連絡協議会等について、日時等配慮している。  | ・今後も引き続き実施する。     |
|                         | 継続 | 学務課 | 有 | ・上天草児童作品展を土日を含めた10日間実施した。          | ・今後も引き続き実施する。     |
| ④父親の子育て参加の促進            | 検討 | 福祉課 | 無 | ・平成27年度は実施していない。                   | ・今後、必要に応じて検討する。   |

### (4) ひとり親家庭に対する支援の充実

|                  |    |     |   |                                          |               |
|------------------|----|-----|---|------------------------------------------|---------------|
| ①相談・情報提供の充実      | 継続 | 福祉課 | 有 | ・母子自立支援員を配置し、相談できる体制を整えた。                | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②各種手当てや貸付制度の利用促進 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・市ホームページ及び市広報誌等を活用し、児童扶養手当等について情報提供を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

### (5) 子どもの虐待防止対策の推進

|                   |    |     |   |                                 |               |
|-------------------|----|-----|---|---------------------------------|---------------|
| ①上天草市虐待防止対策協議会の充実 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・代表者会議1回、研修会を1回開催し、ケース会議を随時行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-------------------|----|-----|---|---------------------------------|---------------|

### (6) 子育て支援者の人材育成と活用

|                       |    |     |   |                                              |               |
|-----------------------|----|-----|---|----------------------------------------------|---------------|
| ①ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・上天草市社会福祉協議会へ事業を委託している。<br>・市広報誌を活用し、周知を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-----------------------|----|-----|---|----------------------------------------------|---------------|

## 施策の方向性5 男女の健康づくり支援 具体的施策

### (1) 保健事業の充実

| 取組内容                            | 実施区分 | 担当課      | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                            | 今後の方向性                               |
|---------------------------------|------|----------|------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進 | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・女性の健康週間に伴い女性のための健康ガイド(からだサポートブック)を保健センターの窓口を設置した。                           | ・今後も引き続き実施する。                        |
|                                 | 継続   | 学務課      | 有    | ・性に関する学習について、各校の計画に基づき実施した。                                                  | ・今後も引き続き実施する。                        |
| ②ライフサイクルに応じた健康管理の推進             | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・各ライフステージについて、各種検診、健康教育の実施により健康管理を推進した。                                      | ・今後も引き続き実施する。                        |
| ③各種健康診査事業等の充実と健診促進              | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診において、無料検診対象者に個別で通知書・クーポン券を送付し、受診しやすい体制づくりを行った。 | ・個別検診の検診機関を増やし、さらに検診を受けやすい体制を整備していく。 |

|                            |    |          |   |                                                                                                                                                                                                        |                                                                |
|----------------------------|----|----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ④妊娠・出産等にかかわる健康支援の充実        | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳交付時に妊娠・出産に関わる個別の保健指導を実施した。</li> <li>ハイリスク者の妊娠・出産に関しては医療機関との連携により支援した。</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ⑤不妊・家族計画・性に関する相談窓口の明確化     | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2か月学級、乳児健診の際に家族計画について相談に応じた。</li> </ul>                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ⑥母子保健の充実                   | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業の充実と円滑な事業運営を図る目的で各関係者（小児科医師、産婦人科医師、歯科医師、児童主任生委員、母子保健推進員、子育て支援センタースタッフ、養護教諭、保健所、学務課、福祉課）で構成されるメンバーで母子保健連絡協議会を開催した。</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ⑦在宅ケア事業の活用                 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>難病友の会に対して、保健所を中心に支援した。</li> </ul>                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
|                            | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画に基づき介護保険サービスを充実した。</li> </ul>                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ⑧保健活動に関するマンパワーの確保と地区組織等の育成 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健事業として各地区に14名の「母子保健推進員」を委嘱し乳児全戸訪問や母子保健事業としてボランティアで事業への協力等を実施した。</li> <li>「食生活改善推進員」活動により各地区における健康増進事業の展開を行った。</li> <li>推進員の育成研修を4回実施した。（推進員数135名）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
|                            | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ケースに応じて各関係課と共に支援を行った。</li> </ul>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ⑨保健・介護・医療等の連携の強化           | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療介護連携推進協議会を平成27年4月に設置し、4部会で課題の把握や対応策の検討を行った。</li> <li>認知症に関わる多職種連携会議や担当地域ケア会議等で情報共有及び連携を行った。</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |

## （2）生涯にわたる性に関する健康と権利の普及・啓発

|                              |    |          |   |                                                                                                     |                                                                |
|------------------------------|----|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①母性保護に関する情報の提供               | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談があった場合、福祉課と連携して支援した。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動の推進 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の健康週間に伴い女性のための健康ガイド（からだサポートブック）を保健センターの窓口を設置した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |

## （3）スポーツによる健康づくりの振興

|                      |    |       |   |                                                                                      |                                                                |
|----------------------|----|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①生涯スポーツ大会の開催、団体間交流支援 | 継続 | 社会教育課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>体育協会を中心として、さまざまなスポーツ大会等を開催した。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |
| ②スポーツ施設の活用及び整備       | 継続 | 社会教育課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の開催する独自プログラムへの参加等を市広報誌等で周知した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |

## 施策の方向性 6 高齢者等の生きがいづくりと生活支援 具体的施策

### （1）介護保険サービス・障害福祉サービスの円滑な推進

| 取組内容         | 実施区分 | 担当課      | 実施有無 | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施した場合は具体的取り組み</li> <li>実施しなかった場合はその理由</li> </ul> | 今後の方向性                                                         |
|--------------|------|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ①介護保険サービスの充実 | 継続   | 高齢者ふれあい課 | 有    | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画に基づき介護保険サービスを実施した。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き実施する。</li> </ul> |

|              |    |     |   |                                                                            |                                      |
|--------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ②障害福祉サービスの充実 | 継続 | 福祉課 | 有 | ・生きがいづくり、自立した社会参加支援を行った。<br>(就労移行支援76人、就労継続支援A型404名、就労継続支援B型704名、地域移行支援4名) | ・必要なサービスが適切に利用できるよう支援し、サービスの情報提供を行う。 |
|--------------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|

(2) 介護に対する固定的な性別役割分担意識の解消

|                          |    |          |   |                             |               |
|--------------------------|----|----------|---|-----------------------------|---------------|
| ①家庭介護に関する講座等の充実          | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・家族介護教室を10回開催した。            | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②家族全員が介護に関わることを促す啓発活動の充実 | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・高齢者の特性や介護予防について市広報紙への掲載した。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(3) 介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開

|                              |    |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                           |
|------------------------------|----|----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開 | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な機会において基本チェックリストを活用し、要介護(支援)になるおそれの高い高齢者(二次予防事業対象者)を把握した。</li> <li>二次予防事業対象者に対して、通所又は訪問により介護予防効果のある各種事業を実施した。</li> <li>介護予防に関する知識の普及・啓発を行うため、講演会を実施した。</li> <li>高齢者が自主的に介護予防に取り組むことができるよう、いきいき高齢者教室を開催した。</li> <li>高齢者が身近な場所集まる場所の提供や自主サロンの活動支援を図るため、社会福祉協議会に委託した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から総合事業が開始となるため、より一層介護保険対象外のサービスの積極的な開発利用促進を図っていく。</li> </ul> |
|------------------------------|----|----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 権利擁護対策の推進

|                                 |    |          |   |                                                                                                                                         |               |
|---------------------------------|----|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の啓発の充実 | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要と思われる方に権利擁護事業について説明を行い、社会福祉協議会を紹介した。</li> <li>成年後見パンプレット作成に当たり、地域福祉権利擁護事業についても掲載した。</li> </ul> | ・今後も引き続き実施する。 |
|---------------------------------|----|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

(5) 高齢者等の生きがいづくり対策の推進

|                    |    |          |   |                                                                                                                 |               |
|--------------------|----|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①地域活動への人材活用の促進     | 継続 | 社会教育課    | 有 | ・市内4地域でいきいき成人大学を実施した。                                                                                           | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②シルバー人材センター活用の促進   | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・必要と思われる方へ、シルバー人材センターの紹介を行った。                                                                                   | ・今後も引き続き実施する。 |
| ③障害者就労支援事業所製品の利用促進 | 継続 | 福祉課      | 有 | ・市における障がい者就労施設等からの物品調達推進方針を示した。                                                                                 | ・今後も引き続き実施する。 |
| ④高齢者の自立を支援する環境の整備  | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>上天草市シルバー人材センター活動補助金交付要綱に基づき、シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保した。</li> </ul> | ・今後も引き続き実施する。 |
| ⑤障がい者の自立を支援する環境の整備 | 継続 | 福祉課      | 有 | ・天草圏域自立支援協議会における専門部会において、障がい者が地域で生活できるサポート体制の整備を行った。                                                            | ・今後も引き続き実施する。 |

施策の方向性7 安心して暮らせる環境の整備  
具体的施策

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

| 取組内容           | 実施区分 | 担当課 | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由 | 今後の方向性        |
|----------------|------|-----|------|-----------------------------------|---------------|
| ①交通バリアフリーの整備推進 | 継続   | 建設課 | 有    | ・高齢者や車いすが支障なく通行するために歩道の段差解消を実施した。 | ・今後も引き続き実施する。 |

|                                             |    |       |   |                                                                                                                    |                                                   |
|---------------------------------------------|----|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ②高齢者や障がいのある人等による施設や道路の点検を実施し、その声を反映させる取組の検討 | 継続 | 建設課   | 有 | ・日常的な道路点検や、住民から受けた要望で道路の補修や倒木処理等を実施し、道路交通の安全の確保に努めた。<br>・平成27年度は実施していない。<br>・平成25年3月に策定した地域福祉計画に沿って、福祉のまちづくりを推進した。 | ・今後も引き続き実施する。<br>・今後、必要に応じて検討する。<br>・今後も引き続き実施する。 |
| ③福祉のまちづくりの推進                                | 検討 | 企画政策課 | 無 |                                                                                                                    |                                                   |
|                                             | 継続 | 福祉課   | 有 |                                                                                                                    |                                                   |

## (2) 安心して生活できる環境づくり

|                                       |    |          |   |                                                                                                                          |                                    |
|---------------------------------------|----|----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| ①障害児（者）生活サポート（補装具・日常生活用品）の給付支援        | 継続 | 福祉課      | 有 | ・補装具64名、日常生活用具71名の利用があり、自立した生活ができるよう支援を行った。                                                                              | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ②視覚障害者等のガイドヘルパー派遣事業の活用                | 継続 | 福祉課      | 有 | ・総合支援法による、視覚障がい者に対する障がい福祉サービスの同行支援について7名の利用があった。                                                                         | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ③ホームヘルプサービス事業の充実                      | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・在宅要介護者に質の高い訪問介護の提供ができるよう、上天草市居宅介護サービス事業所連絡協議会において研修会等の支援を実施した。<br>・在宅改修事前協議会を行い、浴室改修の支援を実施した。                           | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ④入浴サービス事業の充実                          | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・在宅優先きり者に対し、訪問入浴介護サービス費の給付を行った。                                                                                          | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑤障害者地域活動支援センターの充実及び就労移行支援             | 継続 | 福祉課      | 有 | ・障がい者地域活動支援Ⅱ、Ⅲ型のセンターに委託し、障がい者が日中過ごせる場の提供を行った。                                                                            | ・今後も障がい者が社会参加、経済的自立ができるよう継続し、支援する。 |
| ⑥障害児（者）相談支援事業の活用                      | 継続 | 福祉課      | 有 | ・天草圏域の6事業所に委託し相談事業の充実を図った。<br>（委託実績4,717件）                                                                               | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑦障害者等居宅介護（ホームヘルパーサービス）事業の充実           | 継続 | 福祉課      | 有 | ・計画相談支援員によりサービス利用計画がされ、利用者のニーズに応じたサービス提供を行った。                                                                            | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑧コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）事業の充実    | 継続 | 福祉課      | 有 | ・手話奉仕員養成研修を1回実施した。                                                                                                       | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑨障害者・高齢者住宅改修の支援                       | 継続 | 福祉課      | 有 | ・住宅改修1件、住宅改修1件の事業実施を行った。                                                                                                 | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑩日中一時支援事業（障害児等の一時預かり事業）の充実            | 継続 | 福祉課      | 有 | ・34名の利用があり、障がい者等の家族の就労支援、介護負担軽減の機会の提供を行った。                                                                               | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑪国民健康保険や老人医療事業の健全運営と啓発・相談体制の充実        | 継続 | 保健課      | 有 | ・国民健康保険運営協議会を開き健全運営に努めた。<br>・後期高齢者医療制度のパンフレット、通知文等による周知啓発を行った。                                                           | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑫国民年金制度の普及啓発及び対象者への適切な完全適用の促進・相談体制の充実 | 継続 | 保健課      | 有 | ・毎月1回大矢野庁舎にて年金相談を開催した。<br>・毎月1回市の広報にて年金制度について掲載し周知した。                                                                    | ・今後も引き続き実施する。                      |
| ⑬健康管理のための情報提供と啓発活動の充実                 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・各地区や住民が集まる場に出向いたり、住民からの要望時に、健診受診勧奨のための「健康講話」を開催した。<br>・特定健診、生活習慣病健診受診者に対して結果の説明を行った。（結果説明会、個別訪問）。<br>・食生活改善推進員研修会を開催した。 | ・今後も引き続き実施する。                      |

(3) 安心して暮らせる地域づくり

|                                    |    |       |   |                                                                                                                                                                    |                                                                                    |
|------------------------------------|----|-------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ①自然及び生活環境に配慮したまちづくりの推進             | 継続 | 企画政策課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく、公共施設の清掃を行う団体等に対し、活動に必要な用具の支給等を実施し、自然及び生活環境に配慮したまちづくりを推進した。</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                    |
|                                    | 継続 | 環境衛生課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水からはじめる環境浄化プロジェクト（H25～27）地域の自然環境保全のため、地域住民と連携し培養した有用微生物群活性液を、各家庭の生活排水に混ぜて流すことにより、河川・側溝の水質改善を図った。（環境浄化プロジェクト）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は環境浄化プロジェクトは実施しない。</li> </ul>            |
| ②公共施設（住環境、道路、公園など）のユニバーサル・デザイン化の推進 | 検討 | 企画政策課 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度は実施していない。</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、必要に応じて検討する。</li> </ul>                  |
| ③防災等に配慮したまちづくりの推進                  | 継続 | 総務課   | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成を促進した。</li> <li>・市総合防災訓練を実施した。</li> <li>・女性消防団を充足し、6名入団した。</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施するとともに、女性消防団入団者の拡充を図る。</li> </ul> |

男女共同参画計画に掲げる指標の状況

《成果目標》

| 指 標                 | 現 状              | 平成29年度<br>目 標   | 担 当 課        |
|---------------------|------------------|-----------------|--------------|
| スキルアップセミナー参加者数の割合   | 70.7%<br>(女性参加率) | 50%             | 産業雇用創出課      |
| 心の健康づくり講演会参加者数      | 95人              | 100人            | 福祉課          |
| 男性の料理教室開催数（参加者数）    | 10回<br>(延べ130人)  | 10回<br>(延べ150人) | 健康づくり<br>推進課 |
| 放課後児童クラブ（学童保育）実施箇所数 | 7ヶ所              | 9ヶ所             | 福祉課          |
| 乳がん・子宮頸がん検診受診率      | 38.3%            | 40%             | 健康づくり<br>推進課 |
| *地域保健・健康増進<br>報告資料  | 33.3%            | 35%             |              |
| 【参考】人権相談所開設数        | 10回              | —               | 総務課          |



基本方針Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の促進  
 施策の方向性 1 政策・方針決定の場への女性登用の促進  
 具体的施策  
 (1) 政策・方針決定過程における多様化の促進

| 取組内容                    | 実施区分 | 担当課      | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                      | 今後の方向性                                                |
|-------------------------|------|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| ①市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進 | 継続   | 総務課      | 有    | ・各種委員会等は、経験や役職等に基づいて性別関係なく登用した。<br>・本課所管の審議会等は、男女の区別なく、各審議会等のメンバーに適した人を選定した。                           | ・今後も引き続き実施するとともに、積極的な女性登用を呼びかけていく。<br>・今後、必要に応じて実施する。 |
|                         | 継続   | 企画政策課    | 有    | ・環境審議会、次世代エコ生活推進検討会議において、各分野・項目に精通した有識者、市民及び各界から推薦をいただいた代表者で構成しており、審査会委員10名中3名、検討会委員6名中1名の計4名の女性を登用した。 | ・今後も引き続き実施する                                          |
|                         | 継続   | 福祉課      | 有    | ・子ども・子育て会議の委員については、15名中8名の女性委員を登用した。                                                                   | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・「健康づくり推進計画」推進委員16人中10人が女性で、目標達成に向けて取り組みを推進した。                                                         | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 高齢者ふれあい課 | 有    | ・男女の区別なく役職等に応じた対応を行った。                                                                                 | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 学務課      | 有    | ・各種委員などは、経験等に基づいて、女性を多く登用するようにした。                                                                      | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 社会教育課    | 有    | ・各種委員は役職・経験等に基づいて、女性を多く登用するようにした。                                                                      | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 総務課      | 有    | ・市民や事業者等から取組への支援・協力の要請がなかったため行っていないが、県の事業等を市広報誌や市ホームページで周知した。                                          | ・今後積極的に支援・協力が行えるよう啓発していく。                             |
|                         | 検討   | 産業雇用創出課  | 無    | ・市民・事業者等における取組への支援と協力する機会はなかった。                                                                        | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 継続   | 総務課      | 有    | ・市における政策・方針決定の場への女性登用率等を調査し、国及び県に報告した。                                                                 | ・今後も引き続き実施する。                                         |
| ②市民・事業者等における取組への支援と協力   | 継続   | 総務課      | 無    | ・本年度は公募による委員の決定はなかった。                                                                                  | ・今後必要に応じて実施する。                                        |
|                         | 検討   | 企画政策課    | 無    | ・本年度は公募による委員の決定はなかった。                                                                                  | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 検討   | 農林水産課    | 無    | ・公募制を導入可能な事業がなかった。                                                                                     | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 検討   | 産業雇用創出課  | 無    | ・公募する委員がなかった。                                                                                          | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 検討   | 建設課      | 無    | ・公募制を導入可能な事業がなかった。                                                                                     | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 継続   | 生活環境課    | 無    | ・環境審議会委員（任期：平成26年7月23日～平成28年7月22日）次世代エコ生活推進検討会委員（任期：平成26年11月16日～平成28年11月15日）はどちらも任期中のため実施していない。        | ・今後必要に応じて実施する                                         |
| ③状況の調査及び資料の収集と提供        | 継続   | 総務課      | 有    | ・市における政策・方針決定の場への女性登用率等を調査し、国及び県に報告した。                                                                 | ・今後も引き続き実施する。                                         |
|                         | 継続   | 総務課      | 無    | ・本年度は公募による委員の決定はなかった。                                                                                  | ・今後必要に応じて実施する。                                        |
|                         | 検討   | 企画政策課    | 無    | ・本年度は公募による委員の決定はなかった。                                                                                  | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 検討   | 農林水産課    | 無    | ・公募制を導入可能な事業がなかった。                                                                                     | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
| ④委員公募制の促進               | 検討   | 産業雇用創出課  | 無    | ・公募する委員がなかった。                                                                                          | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 検討   | 建設課      | 無    | ・公募制を導入可能な事業がなかった。                                                                                     | ・今後、必要に応じて検討する。                                       |
|                         | 継続   | 生活環境課    | 無    | ・環境審議会委員（任期：平成26年7月23日～平成28年7月22日）次世代エコ生活推進検討会委員（任期：平成26年11月16日～平成28年11月15日）はどちらも任期中のため実施していない。        | ・今後必要に応じて実施する                                         |
|                         | 継続   | 生活環境課    | 無    | ・環境審議会委員（任期：平成26年7月23日～平成28年7月22日）次世代エコ生活推進検討会委員（任期：平成26年11月16日～平成28年11月15日）はどちらも任期中のため実施していない。        | ・今後必要に応じて実施する                                         |

|                     |    |          |   |                                                              |                         |
|---------------------|----|----------|---|--------------------------------------------------------------|-------------------------|
|                     | 検討 | 福祉課      | 無 | ・役職や経験等で委員を選定したため、公募はしていない。                                  | ・今後、必要に応じて検討する。         |
|                     | 継続 | 健康づくり推進課 | 無 | ・本年度は公募する委員がなかった。                                            | ・今後必要に応じて実施する。          |
|                     | 検討 | 高齢者ふれあい課 | 無 | ・役職や経験等で委員を選定したため、公募はしていない。                                  | ・今後、必要に応じて検討する。         |
|                     | 検討 | 学務課      | 無 | ・役職や教育関係の経験等で委員を選考したため、公募はしていない。                             | ・今後、必要に応じて検討する。         |
|                     | 検討 | 社会教育課    | 無 | ・役職で委員を選定したため、公募はしていない。                                      | ・今後、必要に応じて検討する。         |
|                     | 検討 | 上天草総合病院  | 無 | ・役職で委員を選定したため、公募はしていない。                                      | ・今後、必要に応じて検討する。         |
| ⑤男女共同参画を推進するリーダーの育成 | 継続 | 総務課      | 無 | ・県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業に対し、一般公募を行ったが、応募がなかったため実施できていない。 | ・周知方法等を検討し、今後も引き続き実施する。 |

(2) さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進

|                     |    |          |   |                                                                    |               |
|---------------------|----|----------|---|--------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①身近なチャレンジ事例の情報収集・提供 | 継続 | 総務課      | 有 | ・国、県等が作成したパンフレット等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。                      | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 総務課      | 有 | ・国、県等が作成したパンフレット等を、可能な限り各庁舎及び各統括支所のロビー等に掲示した。                      | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 企画政策課    | 有 | ・男女の区別なく、広く市民に対し、周知・広報を行った。                                        | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 農林水産課    | 有 | ・農林水産業者への国県補助事業の周知・募集を行った。                                         | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 産業雇用創出課  | 有 | ・起業や就職支援の情報について、国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配布や広報誌にて情報提供を行った。             | ・今後も引き続き実施する。 |
| ②チャレンジ支援施策の周知・広報    | 継続 | 福祉課      | 有 | ・ひとり親家庭の保護者で、就職に有利な資格を取得する方へ、就学期間中に、母子家庭等高齢職業訓練促進給付金が支給される事業を周知した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | ・男女年齢問わず、認知症サポーター養成講座の周知を行い実施した。                                   | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 検討 | 学務課      | 有 | ・学校教育でチャレンジする意欲の促進を行った。                                            | ・今後も引き続き実施する。 |
|                     | 継続 | 社会教育課    | 有 | ・国・県等関係機関が発行するパンフレット等の配布を行った。                                      | ・今後も引き続き実施する。 |

(3) 市政への住民参画の促進

|                            |    |     |   |                           |               |
|----------------------------|----|-----|---|---------------------------|---------------|
| ①市ホームページの市政への意見・提言ポスタの活用普及 | 継続 | 総務課 | 有 | ・市ホームページにパブリック・コメントを掲載した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|----------------------------|----|-----|---|---------------------------|---------------|

施策の方向性 2 地域・社会活動への男女共同参画促進  
具体的施策

(1) 地域活動及びボランティア活動の推進

| 取組内容                        | 実施区分 | 担当課   | 実施有無 | ・実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                | 今後の方向性          |
|-----------------------------|------|-------|------|-------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①市民活動団体への支援                 | 継続   | 企画政策課 | 有    | ・男女の区別なく、自助自立のまちづくりを実施する団体等に対し、そのスタートアップに必要な経費の一部助成を行った。          | ・今後も引き続き実施する。   |
|                             | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・男女を問わず、地域貢献活動や生きがいづくり事業を実施する団体等に対して活動への助言・支援を行った。                | ・今後も引き続き実施する。   |
|                             | 継続   | 企画政策課 | 有    | ・男女の区別なく、公共施設の清掃を行う団体等に対し、活動に必要な用具の支給等を実施し、ボランティア活動に対する気運の醸成を図った。 | ・今後も引き続き実施する。   |
| ②ボランティア活動を促進する気運の醸成         | 継続   | 福祉課   | 有    | ・社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア設置訓練を実施した。                                   | ・今後も引き続き実施する。   |
|                             | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・社会福祉協議会のボランティア関連経費の支援を行った。                                       | ・今後も引き続き実施する。   |
| ③地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進 | 継続   | 社会教育課 | 無    | ・各団体に参加促進に係る活動は行われているが、市として独自の広報・啓発は行っていない。                       | ・今後、必要に応じて検討する。 |
| ④社会福祉協議会との連携強化              | 継続   | 福祉課   | 有    | ・小地域ネットワーク等を活用した避難行動要支援への支援や地域座談会など地域福祉活動に対して、常に連携を図り、取り組んだ。      | ・今後も引き続き実施する。   |

(2) 男女がともに担う地域社会づくりの推進

|                           |    |          |   |                                                                                                       |                                                                        |
|---------------------------|----|----------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ①地域活動の拠点となる施設の環境整備        | 検討 | 福祉課      | 無 | ・実施する施設が無かった。                                                                                         | ・今後、必要に応じて検討する。                                                        |
|                           | 継続 | 社会教育課    | 有 | ・生涯学習施設の改修を行った。                                                                                       | ・自治公民館の補修・改修については平成27年度より社会教育課から総務課（防災担当部署）へ移管。要望が多いので、今後予算を増額して対応したい。 |
| ②活動団体の支援とPRの強化            | 継続 | 社会教育課    | 有 | ・婦人会の行う事業に対し、支援を行った。                                                                                  | ・今後も引き続き実施する。                                                          |
|                           | 継続 | 社会教育課    | 無 | ・各団体に参加促進に係る活動は行われているが、市として独自の広報・啓発は行っていない。                                                           | ・今後、必要に応じて検討する。                                                        |
| ④NPOに関する情報提供等の支援          | 継続 | 企画政策課    | 有 | ・男女の区別なく、NPO法人、地域団体等に対して、国・県・財団等が実施する助成事業等の情報をメールや市ホームページで周知し、申請の際は、内容の確認やアドバイス等を実施した。                | ・今後も引き続き実施する。                                                          |
| ⑤健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実 | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | ・乳幼児期から老年期までの全ライフステージにおいて男女が共同して社会参加できるように病気の早期発見のため、各種健診（検診）、各種健康教育、健康増進のための啓発活動を実施し、健康維持・増進活動を実施した。 | ・今後も引き続き実施する。                                                          |

### 施策の方向性 3 市の推進体制の強化

#### 具体的施策

#### (1) 市政等に関わる政策・方針決定過程への女性市民の参画拡大

| 取組内容           | 実施区分 | 担当課      | 実施有無 | ・実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                      | 今後の方向性                                           |
|----------------|------|----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ①審議会等への女性委員の登用 | 継続   | 総務課      | 無    | ・本年度は改選する審議会等がなかった。                                                                                     | ・改選があった際は積極的に登用していく。<br>・全庁的に女性委員を登用するよう呼びかけていく。 |
|                | 継続   | 企画政策課    | 有    | ・まちづくり事業推進運営委員会には、女性の視点によるまちづくりを推進するため、市婦人会長を委嘱した。                                                      | ・今後も引き続き実施する。                                    |
|                | 継続   | 生活環境課    | 有    | ・環境審議会、次世代エコ生活推進検討会議において、各分野・項目に精通した有識者、市民及び各界から推薦をいただいた代表者で構成しており、審査会委員10名中3名、検討会議委員6名中1名の計4名の女性を登用した。 | ・今後も引き続き実施する。                                    |
|                | 継続   | 福祉課      | 有    | ・民生委員推薦委員に14人中2人、子ども・子育て会議委員に15人中8人の女性委員を登用した。                                                          | ・今後も引き続き実施する。                                    |
|                | 継続   | 健康づくり推進課 | 有    | ・国保運営協議会委員14人中1人登用した。                                                                                   | ・今後もさらなる登用を検討する。                                 |
|                | 継続   | 高齢者ふれあい課 | 有    | ・役職等で選定しているため、公募はしていない。                                                                                 | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 継続   | 学務課      | 有    | ・各種委員や学校評議員等は、経験等に基づいて登用した。                                                                             | ・今後も引き続き実施する。                                    |
|                | 継続   | 社会教育課    | 有    | ・各種委員などは、役職・経験等に基づいて、女性も多く登用した。                                                                         | ・今後も引き続き実施する。                                    |
|                | 継続   | 上天草総合病院  | 有    | ・上天草市地域婦人会連絡協議会会長を審議員に登用した。                                                                             | ・今後も継続して登用していく。                                  |
|                | 継続   | 総務課      | 無    | ・本年度は公募する審議会等がなかった。                                                                                     | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 継続   | 企画政策課    | 無    | ・本年度は公募による委員の決定はなかった。                                                                                   | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 継続   | 生活環境課    | 無    | ・環境審議会委員（任期：平成26年7月23日～平成28年7月22日）、次世代エコ推進検討会議委員（任期：平成26年11月16日～平成28年11月15日）はどちらも任期中のため公募はしていない。        | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 検討   | 福祉課      | 有    | ・役職や経験等で委員を選任したため、公募はしていない。                                                                             | ・今後、必要に応じて検討する。                                  |
|                | 検討   | 健康づくり推進課 | 無    | ・役職で委員を選定したため、公募はしていない。                                                                                 | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
| ②審議会等委員の市民公募   | 継続   | 高齢者ふれあい課 | 無    | ・役職等で選定しているため、公募はしていない。                                                                                 | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 検討   | 学務課      | 無    | ・役職や経験等で委員を選定したため、公募はしていない。                                                                             | ・今後、必要に応じて検討する。                                  |
|                | 継続   | 社会教育課    | 無    | ・役職で委員を選定するため、公募はしていない。                                                                                 | ・今後、必要に応じて実施する。                                  |
|                | 検討   | 上天草総合病院  | 無    | ・専門的な分野又は経験が必要であり、民生委員及び婦人会等の地域の代表者を審議員として登用しているため、公募はしていない。                                            | ・今後、必要に応じて検討する。                                  |

|                               |    |          |   |                                                                                                                                                          |                                                                   |
|-------------------------------|----|----------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ③各種条例、計画、方針決定過程への市民参画、市民意見の把握 | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市防災対策推進条例（案）に関する意見を募集した。</li> <li>・「第2期上天草市行政改革大綱」（案）及び「第3次上天草市行政改革実施計画」（案）に関する意見を募集した。（パブリックコメント）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、必要に応じて実施する。</li> </ul> |
|                               | 継続 | 企画政策課    | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって、住民の意識や地域の現状を幅広く把握する必要があるため、男女の区別なく無作為に抽出した市民2,000名に対しアンケートを実施した。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>   |
|                               | 新規 | 生活環境課    | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の見直しによるパブリックコメントを行った。</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、必要に応じて実施する。</li> </ul> |
|                               | 継続 | 福祉課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市子ども・子育て会議委員15人中4人保護者から参画してもらい、意見を出してもらった。</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>   |
|                               | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくり推進計画」推進委員16人中10人が女性で、目標達成に向けて取り組みを推進した。</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>   |
|                               | 検討 | 高齢者ふれあい課 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画については、平成26年度に平成27年度から29年度分を策定しパブリックコメントを実施しているが今年度は作成していないため実施していない。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、必要に応じて実施する。</li> </ul> |
|                               | 継続 | 学務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校規模適正化計画において、保護者等への説明会を実施した。</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>   |

（2）市政等に関わる政策・方針決定過程への女性職員・女性教員の参画拡大

|                   |    |          |   |                                                                                                                                  |                                                                                                                 |
|-------------------|----|----------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①管理職等への女性の登用      | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適任者であれば積極的に管理職等に登用した。（課長級へ3名、課長補佐級へ7名登用）</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> <li>・必要に応じて女性職員向けのスキルアップ及びキャリアアップ研修等に取り組む。</li> </ul> |
|                   | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項に基づいて関係各課等においてプロジェクトチームを設置し、男女共同参画社会の形成について調整を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
| ③女性の職域拡大、職務分担の見直し | 継続 | 総務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長級、課長補佐級に女性を登用する等、女性の職域拡大を図った。</li> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 企画政策課    | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく、役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 農林水産課    | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく職務分担を決定した。</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 産業雇用創出課  | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 建設課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく職務分担を決定した。</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 生活環境課    | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職域拡大、職務分担の見直しは行っていないが、必要に応じて各業務に従事した。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、必要に応じて検討する。</li> </ul>                                               |
|                   | 継続 | 福祉課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 健康づくり推進課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 高齢者ふれあい課 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 学務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |
|                   | 継続 | 学務課      | 有 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き実施する。</li> </ul>                                                 |

|    |         |   |                          |               |
|----|---------|---|--------------------------|---------------|
| 継続 | 社会教育課   | 有 | ・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |
| 継続 | 上天草総合病院 | 有 | ・男女の区別なく役職等に応じた職務分担を行った。 | ・今後も引き続き実施する。 |

(3) 市役所は、職場環境のモデル職場として、男女共同参画の確立

|                                        |    |         |   |                                    |                         |
|----------------------------------------|----|---------|---|------------------------------------|-------------------------|
| ①育児・介護休業に関する認識の醸成を図り、男女ともに取得しやすい職場環境整備 | 継続 | 総務課     | 有 | ・育児休暇、介護休暇は国に準じた基準により運用した。         | ・今後、男性の育児休暇取得を促していく。    |
| ②育児休業・介護休業取得者への復帰支援                    | 継続 | 総務課     | 有 | ・育児時間制度及び育児復帰後の給与復元制度により支援を行った。    | ・今後も引き続き実施する。           |
| ③旧姓使用の選択                               | 検討 | 総務課     | 無 | ・旧姓使用制度を設けていない。<br>(現在、使用の要望等はない。) | ・今後、必要に応じて制度の設置を検討する。   |
| ④院内保育園の運営                              | 検討 | 上天草総合病院 | 無 | ・院内の託児施設は、運営していない。                 | ・財政上、院内託児所の設置は難しいと思われる。 |
| ⑤セクシュアル・ハラスメント防止窓口の設置                  | 継続 | 総務課     | 有 | ・内部通報制度等により相談体制を整えている。             | ・今後も引き続き実施する。           |

施策の方向性 4 国際理解と交流の促進

具体的施策

(1) 国際的な視野の育成

| 取組内容                   | 実施区分 | 担当課   | 実施有無 | 実施した場合は具体的取り組み<br>・実施しなかった場合はその理由                                                                              | 今後の方向性                         |
|------------------------|------|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ①国際交流事業の推進             | 検討   | 企画政策課 | 無    | ・国際交流事業の推進については、国際交流を推進するための意義・目的があり、それを踏まえ、民間・行政のニーズ及びモブサベーションが醸成された段階で推進するものであり、現段階では、そこまで至る案件がないため、実施していない。 | ・今後、該当する案件があった場合、事業の推進を検討していく。 |
| ②男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供 | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・上天草英語村「E-Friends」を開設し、キッズクラスや出前講座等、本物の英語に触れることのできるプログラムを提供した。                                                 | ・今後も引き続き実施する。                  |
|                        | 継続   | 総務課   | 有    | ・国及び県が作成したパンフレットを各庁舎のロビーに掲示し、市ホームページに掲載できるものは、掲載し情報を提供した。                                                      | ・今後も引き続き実施する。                  |
| ③在住外国人との交流事業の充実        | 継続   | 学務課   | 有    | ・外国語(英語)教育及び国際理解教育の充実を図ったため、外国語指導助手(ALT)を小中学校へ派遣した。                                                            | ・今後も引き続き実施する。                  |
|                        | 継続   | 社会教育課 | 有    | ・上天草英語村「E-Friends」のサマーカーに講師補助として在住外国人を招いた。                                                                     | ・今後も引き続き実施する。                  |

(2) 海外の女性問題の啓発学習の推進

|                                        |    |       |   |                                                        |               |
|----------------------------------------|----|-------|---|--------------------------------------------------------|---------------|
| ①発展途上国や先進諸国それぞれにおける女性問題について学習する場や情報の提供 | 継続 | 総務課   | 有 | ・国及び県が作成したチラシやパンフレット等を可能な限り各庁舎及び各総括支所のロビーに掲示し、情報を提供した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|                                        | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・週刊の趣旨等を市広報紙及び市ホームページに掲載した。                            | ・今後も引き続き実施する。 |
|                                        |    |       |   | ・女性問題に特化したものではないが、人権全般の講話を人権教育指導員が公民館や各種団体にに対して実施した。   | ・今後も引き続き実施する。 |

|                                            |    |       |   |                                                     |               |
|--------------------------------------------|----|-------|---|-----------------------------------------------------|---------------|
| ②海外の女性問題や取組を学び日本の女性問題について改めて認識を深めるような事業の実施 | 継続 | 総務課   | 有 | ・市役所職員に対し、講師を呼び、海外の女性・子どもの問題についての研修を行った（68名が参加した）。  | ・今後も引き続き実施する。 |
|                                            | 継続 | 社会教育課 | 有 | ・女性問題に特化したものではないが、人権全般の講話を人権教育指導員が公民館や各種団体に対して実施した。 | ・今後も引き続き実施する。 |

### （３）平和についての学習機会の提供

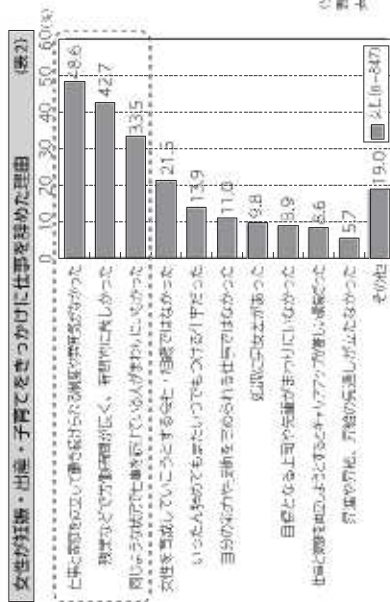
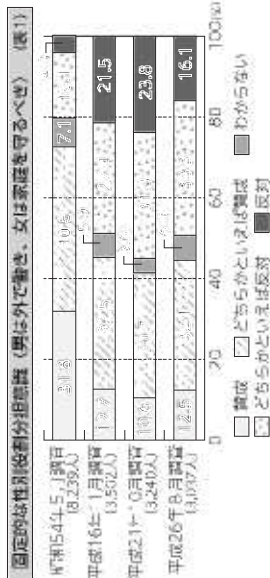
|                   |    |     |   |                                      |               |
|-------------------|----|-----|---|--------------------------------------|---------------|
| ①戦争と平和について学ぶ機会の提供 | 継続 | 総務課 | 有 | ・国や県が実施する研修等のチラシを各庁舎のロビー等に可能な限り設置した。 | ・今後も引き続き実施する。 |
|-------------------|----|-----|---|--------------------------------------|---------------|

## 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

### 《成果目標》

| 指 標                          | 現 状           | 平成29年度<br>目 標  | 担 当 課        |
|------------------------------|---------------|----------------|--------------|
| 審議会等における女性委員の登用率             | 22.9%         | 32.5%          | 総務課          |
| 消防団員における女性の人数                | 6人<br>(965人中) | 10人<br>(965人中) | 総務課          |
| 小中学校PTA会長における女性の人数           | 1人<br>(18人中)  | 2人<br>(17人中)   | 社会教育課        |
| 市の課長級以上（管理職）の職員全員に占める女性職員の割合 | 6.7%          | 15%以上          | 総務課          |
| 市の新規採用者に占める女性の割合             | 33.3%         | 男女差なく          | 総務課          |
| 市の男性職員の育児休業取得者数              | 0人            | 1人以上           | 総務課          |
| 【参考】市議会議員における女性の割合           | 12.5%         | —              | 総務課          |
| 【参考】行政区長における女性の割合            | 1.7%          | —              | 総務課          |
| 【参考】市の職員採用試験受験者に占める女性の割合     | 28.6%         | —              | 総務課          |
| 【参考】市の農業委員における女性の割合          | 9.5%          | —              | 農業委員会<br>事務局 |





熊本大学教育学部教授  
蔵井美保さん

家庭教育や学校教育について、米国の取組などを中心に研究。25年頃から「上天草市男女共同参画社会推進協議会」を立ち上げる。

## 女性も尻込みせず積極的に責任ある地位に。 男性も堂々と家事や育児を

「男は仕事、女は家事」などといった固定的な考えを無くすためには、やはり教育の力が大きいと思います。学校教育はもちろんのことで、公民館などでの学習活動や企業研修など、性別役割分担意識を「正しい、疑う」働きかけることが重要でしょう。意識的な教育の他、無意識の作用にも注意が必要です。大人の無意識の発言や行動が子どもたちの性別役割意識を強化してしまうことも少なくありません。

すべての人が日頃から敏感な視点を持つことが求められます。また、意識的に私たちの日常生活の「風景」を変え、男性保育士を積極的に採用したり、学校長の女性割合を大幅に増やしたり、主体的に家事や育児をする男性を、意識的にメディアで取り上げたり、さまざまな集団や組織で女性の割合を過半数にすれば、人々の目に見える「風景」が大きく変わり、意識を変化させることに繋がります。

## 女性の力を経済に

男女雇用機会均等法（昭和61年）や育児休業法（平成4年）の施行などで、女性の社会進出は進み、育児休業の取組率は増加しています。しかし、男女共同参画白書（内閣府）によれば、女性の第1子出産

後の継続就業率は約4割程度で推移している現状にあります。仮に仕事を辞めた女性のうち、仕事を続けたい女性が労働力の大きなプラスになります。また、消費者の観点からも多様なニーズを企業に届けることは企業にとってもメリットであるといえるでしょう。

内閣府「男女共同参画社会に関する白書」  
表1 内閣府「男女共同参画社会に関する白書」  
表1 内閣府「男女共同参画社会に関する白書」



# 一人ひとりが輝く 社会を目指して

■問合せ先 総務課総務係  
☎ 096-4 (26) 5526

## 男女共同参画社会とは

男女が、性別に関わりなく社会の対等な構成員として尊重され、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会が男女共同参画社会です。「男だから」「女だから」という固定化された意識にとらわれることなく、自分の意思でさまざまな活動に参加し、ともに協力し合う男女共同参画社会の実現は、日本の将来を決定する重要課題と考えられています。



## 固定的性別役割分担意識

これまでの日本は「男は仕事、女は家庭」という固定的意識が定着しており、年齢層が高くなるほど根強く残っている傾向があります。この意識は、女性のキャリア意識や昇進意欲の抑制はもちろん、男性の良質な労働力の増進や、仕事・家庭に対する男女の意識に大きく影響していると考えられます。

市ではこのような意識の解消のため、広報紙や講演会などを通じて男女共同参画の啓発に努めています。

昨年8月、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が成立しました。少子高齢化により、労働力人口が減少することが予測される中、社会における女性の活躍への期待がますます高まっています。

これまで、全国的に男女共同参画の実現のためさまざまな取組が行われてきましたが、私たちを取り巻く状況は今どうなっているのでしょうか。また、私たちはどうあるべきなのでしょう。



## 働く社員に聞きました



竹本麻里さん (28)

子どもを産む時は仕事を辞めようか迷いました。でも、育児休暇が取れることや、復帰時に短時間勤務（パートタイム）の希望を聞いてもらえるということが背中を押してくれ、またここで働こうと決めました。ありがたかったのは、職場の人の理解です。子育て経験のある先輩たちの「早よ帰らんね」と言ってくれるんです。子育ての大変さを知っているからこそだと思っています。今は、子育ても以前に比べ少しだけ落ち着いてきて、仕事にやりがいを感じています。いつかは正社員に戻ってバリバリ働きたいです」

18歳の時、正社員として天草池田電機（株）に入社。2児（3歳、2歳）の母。2児の育児休暇を取得。2人目の育児復帰時に自分から申し出てパートタイムの勤務に。現在リレー製品の製造ラインで働いている。

## 「男性の活躍」が肝

上天草市でも仕事の面で「女性の活躍」が進みつつあります。一方で、家庭や地域における「男性の活躍」がなければ、女性が家事も育児も介護も、そして仕事もという過重負担を強いられる可能性も秘めています。

社会のあらゆる場面で男女格差の是正、性別役割分担意識の解消が進行して行われ、男女が共に活躍する状況が最も望まれます。

今、多くの男性は仕事に励むだけでなく、子育てや介護などに関わり、多岐にわたる役割を担っています。そうした男性をワークライフバランスのとれた人間らしい生き方へと変えることが真の「女性の活躍」に繋がるのではないのでしょうか。

人ひとりが考え、男性・女性関係なく家事、育児、介護などに携わるといった風ををつくっていきましょう。

## 1月24日～30日は男女共同参画週間!

市では、平成21年1月24日に男女共同参画都市宣言を行い、男女がお互いの人権を尊重し合い、自分らしく生き生きする喜びを感じ、安心して暮らす社会をつくることを目指しています。

期間中のイベントとして「みんなてつならおー! かい〜上天草市男女共同参画フォーラム〜」を開催します!

- 日時 1月30日（土）13時～16時（12時30分～受付）
- 場所 松島総合センター「アロマ」
- 内容
  - 13:00 「ひかりわんぱく太鼓」(姫戸ひかり保育園)
  - 13:25 開会 (主催者挨拶、来賓挨拶)
  - 13:50 映画上映「人生、いろどり」(112分) ※字幕有
  - 16:00 閉会

＜映画内容＞  
徳島県での実話をもとにした映画。地域の男女共同参画の推進、コミュニティビジネスへの女性の参画、農村女性の経済的自立や、家族のあり方、リタイア後の生き方などについて考えさせられる内容。



天草池田電機株式会社  
代表取締役社長 池田 博昭さん

松島町合併に、自動制御装置、通信機、家電機器などの内蔵電子ネットワークリレーなどを生産する天草池田電機株式会社があります。広い工場では、部品製造を行う社員がさまざまな作業を行っています。その半数以上は女性です。「この工場に働くスタッフは、本当によく働いてくれます」と社長の池田博昭さんは笑顔で話します。「社員が不満なく働けることが一番。どの職場でもそうだと思いますが、働く人はそれぞれ家庭環境が違います。例えば一人親家庭で子育てをしながら働く人、親の介護をしながら働く人など。私は、それぞれのライフスタイルに合わせて、できるだけ働きやすい環境を整えることが大事だと思います」

短時間勤務など勤務時間の調整や、育児休暇の取得推進も行っており、社員の意見を尊重することが重要だと語る池田社長。

## 働く女性をサポートし、地域に活気を

長。昨年からは、これまで1件間としていた「トクタイ」の契約期間を短縮しました。安心して早く働き始めたいという思いからです。また、定年後の雇用継続制度も創り、社員は現在18歳から64歳までの幅広い年齢の人が働いています。

「今後の課題は、女性社員のキャリアアップです。現状は、10人ほどの作業レーンを取りまとめるグループリーダーはいますが、まだ管理職がいません。意欲があれば積極的にサポートしていきます。働きやすい環境を整備することで優秀な人材の育成と、仕事と家庭の両立による社員のモチベーション向上に努める池田社長。『上天草でも多くの女性がキャリアアップを果たして、充実した生活を送ることで、地域全体に活気が生まれることを願っています』

## ワークライフバランスの充実

# 頑張る男女

「天草大王を知ってもらうために頑張っています！」

姫コッコ倶楽部の2代目社長をしています。先代の父から任せられて現在2年目になります。商談会や展示会に積極的に参加したり、全国各地で行われるイベントに出展したりと忙しい毎日です。そんな中でも直接卸しているお土産店や食卓にも出向き、消費者の皆さまとコミュニケーションを取りながら笑顔いっぱい天草大王の良さを広めています。

「いろんな人のバックアップがあつての私」

私は社長ですが、姫コッコ倶楽部では、組合内の作業や営業販売などを、私を含め家族全員で協力し、助け合つて行っています。初めは社長になることに抵抗がありました。しかし、家族だけではなく地域の皆さまや、天草大王のファンの方が温かく応援してくださるので、がむしゃらに頑張っています。また、本市にはまだ女性経営者が少ないですが、男女問わず経営者同士、市を盛り上げるために高め合っています。これからは家族や市内の経営者と力を合わせて、頑張っていきたいと思っています。

「これからの夢」

最近、新しい衛生管理などの基準をクリアし「安心で安全な天草大王」を広めています。「上天草市の特産品は？」と聞かれたら一番に「天草大王！」と答えてもらい、上天草市の代表的な特産にするのが目標です。さらに知名度を上げ、天草大王を日本三大地鶏にしたいです。そのためには、経営の勉強も必要ですので、セミナーや講演会にも積極的に参加し、会社としてもですが、一人人としてもスキルアップしていきたいです。

## 《姫コッコ倶楽部の天草大王》

「天草大王」は平成13年に復元（昭和初期に一度絶滅）した「原種天草大王」の種と「九州ロード」の種を交配して生産。姫コッコ倶楽部では、県から種を受け取り、姫戸町の雄大な自然の中で120日（通常地鶏の2.5〜3倍）かけて育て出荷している。餌には黒指定の飼料に加え天草産の海藻、ちりめん、いわし、貝の粉、自家製の野菜などを混ぜて与えているため、肉つきがよく栄養とうまみが凝縮しとてもおいしい。地鶏では珍しい、HACCPや特定JAS規格、ハラール認証などを取得し「安心で安全な地鶏」として知られている。現在、鶏舎を増築しており、今後生産量の増加が見込まれる。



▲元気に育った天草大王

↑ 広報「上天草」11月号掲載

# 頑張る男女

素敵な笑顔の力持ち。目指すは全国！

バーベルを両手で頭上に持ち上げ、その重さを頭ウエイトリフティング。創部4年目の上天草高校ウエイトリフティング部に昨年4月、初の女子部員が入部しました。福祉科1年生の杉田朋華さん（16）は、中学時代は吹奏楽部やバレーボール部に所属していたといういわゆる「文化系女子」。高校入学当時、ウエイトリフティングのことを知らなかったという杉田さんは、友人と「週間の体感入部をした際、『楽しかったから』と入部を決めました。

入部後、毎日こつこつ練習を重ねてきた杉田さんは、昨年9月に行われた県民体育祭で、成人選手も出場する中、53kg級で見事優勝。同11月に行われた平成27年度県高等学校新人大会兼第24回全九州高等学校選抜大会県予選では、トータル74kg、

すぎたともか  
杉田朋華さん（大矢野町）



を挙げ第2位という成績を収めました。顧問の海崎先生は「目標を持ってよく頑張っています。有望な選手です」と言います。現在、ウエイトリフティング部には1年生が男女1人ずつ所属しており、グラウンド横の体育倉庫の一部を練習場として活動しています。

「正直、辞めたいと思った時期もありましたが、最初は入部を反対していた親が本当に応援してくれるから期許に応えたい」と練習に打ち込みます。今年1月に宮崎県で開催された第24回全九州高等学校選抜大会では、惜しくも6人中6位という成績で悔しい思いをした杉田さん。目標を聞くと、「全国大会です！」と答えました。今後も杉田さんの活躍に注目です！

↑ 広報「上天草」3月号掲載



## 男 女 共 同 参 画 計 画 に 掲 げ る 指 標

### 【成果指標】

それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、5年後の達成を目指す水準。

| 指 標                               |       | 平成27年度(3年目)<br>現 状    | 平成29年度(5年目)<br>目 標 | 担 当 課        |
|-----------------------------------|-------|-----------------------|--------------------|--------------|
| <b>I 男女共同参画社会をめざす意識づくり</b>        |       |                       |                    |              |
| 男女共同参画が進んでいると思う市民の割合（市民意識調査）      |       | 38.9%                 | 50%                | 総務課          |
| 男女共同参画社会のために何か行動している市民の割合（市民意識調査） |       | 9.6%                  | 50%                | 総務課          |
| 男女共同参画フォーラム参加者数                   |       | 370 人<br>(H28.1.30開催) | 400 人              | 総務課          |
| 人権講演会参加者数                         |       | 300 人<br>(H27.12.5開催) | 400 人              | 社会教育課        |
| 男女共同参画をテーマに取り入れた校内研修を行った小中学校の割合   |       | 11.7%                 | 30%                | 学務課          |
| <b>II 男女が安心して暮らせる環境づくり</b>        |       |                       |                    |              |
| スキルアップセミナー参加者の男女比率                |       | 男性：28.6%<br>女性：71.4%  | 男女差なく              | 産業雇用創出課      |
| 心の健康づくり講演会参加者数                    |       | 95 人                  | 100 人              | 福祉課          |
| 男性の料理教室参加者数                       |       | 延べ130 人<br>(10回開催)    | 延べ150 人<br>(10回開催) | 健康づくり<br>推進課 |
| 放課後児童クラブ（学童保育）実施箇所数               |       | 7 か所                  | 9 か所               | 福祉課          |
| 乳がん・子宮頸がん検診受診率<br>*地域保健・健康増進報告資料  | 乳がん   | 38.3%                 | 40%                | 健康づくり<br>推進課 |
|                                   | 子宮頸がん | 33.3%                 | 35%                |              |
| 【参考】人権相談所開設数                      |       | 10 回                  | —                  | 総務課          |
| <b>III あらゆる分野での男女共同参画の促進</b>      |       |                       |                    |              |
| 審議会等における女性委員の登用率                  |       | 22.9%                 | 32.5%              | 総務課          |
| 消防団員における女性の人数                     |       | 6 人<br>(965人中)        | 10 人<br>(965人中)    | 総務課          |
| 小中学校PTA会長における女性の人数                |       | 1 人<br>(18人中)         | 2 人<br>(17人中)      | 社会教育課        |
| 市の課長級以上（管理職）の職員全員に占める女性職員の割合      |       | 9.4%                  | 15%以上              | 総務課          |
| 市の新規採用者に占める女性の割合                  |       | 33.3%                 | 男女差なく              | 総務課          |
| 市の男性職員の育児休業取得者数                   |       | 0 人                   | 1人以上               | 総務課          |
| 【参考】市議会議員における女性の割合                |       | 12.5%<br>(16人中2人)     | —                  | 総務課          |
| 【参考】行政区長における女性の割合                 |       | 1.7%<br>(176人中3人)     | —                  | 総務課          |
| 【参考】市の職員採用試験受験者に占める女性の割合          |       | 28.6%                 | —                  | 総務課          |
| 【参考】市の農業委員における女性の割合               |       | 9.5%                  | —                  | 農業委員会<br>事務局 |

# 上天草市男女共同参画社会推進条例

平成20年9月24日条例第30号

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会（第22条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

日本国憲法においては、基本的人権のひとつとして個人の尊重と男女の平等がうたわれている。しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている。また、少子高齢化社会や地域社会の変化、情報技術の急速な発展などに対応していくうえで、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が緊急の課題である。

上天草市においては、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、上天草市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての

者をいう。

- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿

ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭

イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭

ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人ひとりがお互いの人権を認め合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- エ 男女が方針の決定に共に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 一人ひとりの個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校
- イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校
- エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

- ア 一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
- イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画推進計画の策定等)

第11条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル（以下「推進モデル」という。）として推奨することができる。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第14条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等を両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第15条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようにすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、上天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、1月24日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会

(審議会の設置)

第22条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、上天草市男女共同参画社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)



第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関する事。
- (2) 推進モデルの推奨に関する事。
- (3) 第20条の苦情等の処理に関する事。
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に係る重要事項に関する事。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

## 第4章 雑則

(雑則)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。  
(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止)
- 2 上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例(平成18年条例第5号)は廃止する。  
(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に上天草市男女共同参画社会推進条例(以下「新条例」という。)第24条第2項の規定により審議会の委員として委嘱された者とみなし、その任期は、新条例第25条の規定にかかわらず、施行日前における旧条例の審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成24年2月22日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

# 上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項

平成18年3月31日訓令第7号

## (設置)

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、上天草市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長になる。

- 2 会議に、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (プロジェクトチーム)

第6条 推進会議の下にプロジェクトチームを置く。

## (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

## (施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成21年3月30日訓令第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

# 上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項

平成16年10月12日訓令第29号

## (目的)

第1条 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女がお互いにその人格を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、庁内に「男女共同参画社会推進プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置し、関係各課等相互間の連絡及び調整を図ることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的かつ効果的な施策及び推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 プロジェクトチームは、次の各課等の長及び職員をもって組織する。

- (1) 総務課
- (2) 企画政策課
- (3) 農林水産課
- (4) 産業雇用創出課
- (5) 建設課
- (6) 環境衛生課
- (7) 福祉課
- (8) 健康づくり推進課
- (9) 高齢者ふれあい課
- (10) 学務課
- (11) 社会教育課
- (12) 上天草総合病院

2 プロジェクトチームに座長を置き、総務課長がこれに充たる。

## (幹事及び委員)

第4条 プロジェクトチームに幹事及び委員を置く。

- 2 幹事は、前条第1項に規定する課等の長をもって充てる。
- 3 委員は、前条第1項に規定する課等の長の推薦する職員1人をもって充てる。
- 4 必要と認めたときは幹事及び委員を増員できるものとする。

## (会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、座長が必要と認めたとき、座長が招集する。

- 2 会議には、座長が必要と認めたときは専門的知識を有する者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第30号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 用語の説明

| 用 語                  | 説 明                                                                                                                                                         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定的性別役割分担            | <p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的にきめること。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例。</p>           |
| エンパワーメント             | <p>個人が自らの状況の中で問題を自覚し、それをもたらしている社会の構造に気づき、変えようと行動するための能力・力をつけること。男女共同参画においては、女性が様々な技術や知識を身に付けることで、社会で担う役割を多様化させ、地位や発言力等の向上を目指すことなどをいう。</p>                   |
| NPO                  | <p>民間非営利組織のこと。政府・自治体や私企業とは独立した団体として、市民・民間の支援のもとで、医療、福祉、環境、まちづくりなどの社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。</p>                                                                  |
| パートナーシップ             | <p>行政、市民、団体等が、互いの主体性や特性を尊重しながら対等な関係で連携、協力してより良いものを作り上げていこうという考え方。</p>                                                                                       |
| ジェンダー（社会的・文化的性別）     | <p>人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的性別」（ジェンダー／gender）という。</p>                                   |
| 男女共同参画社会             | <p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。</p>                                        |
| 女子差別撤廃条約             | <p>男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。1979年の国連総会において採択され、日本は1985年に締結した。締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。</p> |
| ポジティブ・アクション（積極的改善措置） | <p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善し、実質的な機会均等を実現するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する暫定的な措置のこと。</p>                                                   |

| 用 語                                 | 説 明                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女雇用機会均等法                           | 女子差別撤廃条約を批准する条件を整備するために、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的にした法律。                                                                                    |
| ワーク・ライフ・バランス<br>(仕事と生活の調和)          | 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。                                                                                                                                                  |
| ドメスティック・バイオレンス<br>(配偶者からの暴力)        | 配偶者、恋人その他親密な関係にある、又はあったものに対して、身体的、精神的等の苦痛を与える暴力のこと。身体的暴力(殴る・蹴る・刃物で脅す等)、精神的暴力(無視する・大事なものを壊す・交友関係を規制する等)、性的暴力(性的行為を強要する・避妊に協力しない等)、経済的暴力(生活費を渡さない、外で働くことを規制する・お金を取り上げる等)がある。                               |
| セクシュアル・ハラスメント<br>(性的嫌がらせ)           | 性的言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為で、「セクハラ」ともいう。                                                                                                                                               |
| シェルター                               | 夫や恋人の暴力から逃げてきた女性のための緊急一時保護施設のこと。移住場所や食事等を提供し各種相談に応じるなど、被害を受けた女性に対する支援を行う。                                                                                                                                |
| ファミリーサポートセンター                       | 働く人々の仕事と家庭の両立、特に育児との両立を手助けすることを目的として、「育児の援助が必要な人(依頼者)」と「育児の援助ができる人(援助者)」に登録してもらい、必要に応じて援助者を紹介し、子育ての相互援助活動を促す事業のこと。                                                                                       |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<br>(性と生殖に関する健康と権利) | 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な人妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれておりまた、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が広く議論されている。なお、我が国では、中絶の自由を認めるものではない。 |
| マンパワー                               | 人的資源のこと。                                                                                                                                                                                                 |
| 地域福祉権利擁護事業                          | 痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者、判断能力が十分でない方へ、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業のこと。                                                                                                                                       |
| ユニバーサルデザイン                          | 高齢者や障がい者だけでなく、すべての人が快適に利用できる製品や機能等のデザインのこと。                                                                                                                                                              |



**平成27年度**

**上天草市男女共同参画推進計画 年次報告書**

**発 行** 上天草市

**編 集** 上天草市総務企画部総務課総括係

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地

TEL:0964-26-5526

FAX:0964-56-4972

上天草市ホームページ: <http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>